

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン マツモトガクエン 学校法人 松本学園								
フリガナ大学の名称	マツモトタンキダイガク 松本短期大学 (Matsumoto Junior College)								
大学本部の位置	長野県松本市笹賀3118番地								
大学の目的	教育基本法に則り、学校基本法の定めるところに従って大学教育を施し、豊かな教養と深い専門知識を具えた堅実有為な社会的人格を有する人材を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的	経営の安定化を図るため、幼児保育学科入学定員を20名削減いたします。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	幼児保育学科 介護福祉学科 計	2年 2年	60人 (80) 25人 (40)	年次一人 年次一人	120人 (160) 50人 (80)	短期大学士 (教育学) 短期大学士 (介護福祉学)	教育学・保育学関係 社会学・社会福祉学関係	令和8年4月 第1年次 平成5年4月 第1年次	長野県松本市笹賀3118番地
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	松本短期大学 幼児保育学科 [定員減] (△20) (令和8年4月) 介護福祉学科 [定員減] (△15) (令和8年4月)								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目	単位			
新設	学部等の名称	基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 6人
		教授	准教授	講師	助教	計			
幼児保育学科	5人 (5)	2人 (2)	3人 (3)	1人 (1)	11人 (11)	0人 (0)	11人 (11)		
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5 (5)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	11 (11)				
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位の以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
小計（a～b）	5 (5)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	11 (11)				
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位の以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位の以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
計（a～d）	5 (5)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	11 (11)				
計	5 (5)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	11 (11)	0 (0)	11 (11)		
既設	学部等の名称	基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 6人
		教授	准教授	講師	助教	計			
介護福祉学科	4人 (4)	0人 (0)	2人 (2)	0人 (0)	6人 (6)	0人 (0)	4人 (4)		
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	6 (6)				
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位の以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
小計（a～b）	4 (4)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	6 (6)				
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位の以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位の以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
計（a～d）	4 (4)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	6 (6)				
計	4 (4)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	4 (4)		
合計	4 (4)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	4 (4)		

職 種		専 属	そ の 他	計					
事 務 職 員		15人 (15)	0人 (0)	15人 (15)					
技 術 職 員		0 (-)	0 (-)	0 (-)					
図 書 館 職 員		1 (1)	0 (-)	1 (1)					
そ の 他 の 職 員		0 (-)	0 (-)	0 (-)					
指 導 補 助 者		0 (-)	0 (-)	0 (-)					
計		15 (15)	0 (-)	15 (15)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	420㎡	4,300㎡	580㎡	5,300㎡				
	そ の 他	0㎡	17,927㎡	0㎡	17,927㎡				
	合 計	420㎡	22,227㎡	580㎡	23,227㎡				
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
	2,174㎡ (2,174㎡)	6,186㎡ (6,186㎡)	3,106㎡ (3,106㎡)	11,466㎡ (11,466㎡)					
教 室 ・ 教 員 研 究 室	教 室	室	教 員 研 究 室	室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具	標本		
		冊	種	種	種	点	点		
		()	()	()	()	()	()		
	計	()	()	()	()	()	()		
ス ポー ツ 施 設 等	ス ポー ツ 施 設		講 堂		厚 生 補 導 施 設				
	㎡		㎡		㎡				
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開 設 前 年 度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次	図書購入費には 電子ジャーナル整備 費（運用に付き 含む）を含む。
		幼児保育学科		301千円	301千円	-千円	-千円	-千円	
	介護福祉学科		381千円	381千円	-千円	-千円	-千円	-千円	
	幼児保育学科		1,000千円	1,000千円	-千円	-千円	-千円	-千円	
	共同研究費等 介護福祉学科		1,000千円	1,000千円	-千円	-千円	-千円	-千円	
	図書購入費 大学全体	150千円	128千円	106千円	-千円	-千円	-千円	-千円	
	設備購入費 大学全体	1,820千円	1,553千円	1,289千円	-千円	-千円	-千円	-千円	
	学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
		1,210千円	1,010千円	-千円	-千円	-千円	-千円		
学生納付金以外の維持方法の概要		資産運用収入、手数料収入、及び国庫補助金等を充当する。							
大 学 等 の 名 称 松本短期大学									
既 設 大 学 等 の 状 況	学 部 等 の 名 称	修 業 年 限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員	学 位 又 は 称 号	収 容 定 員 充 足 率	開 設 年 度	所 在 地
	幼児保育学科 [Division of Early Childcare]	2年	80人	—	160人	短期大学士 (教育学)	70.0倍	昭和47年度	長野県松本市笹賀 3118番地
	介護福祉学科 [Division of Care Work]	2年	40人	—	80人	短期大学士 (介護福祉士学)	56.2倍	平成5年度	同上
附 属 施 設 の 概 要		名 称：松本看護大学 所 在 地：長野県笹賀3118番地 設置年月日：令和3年4月1日 定 員：1年次70名、2年次70名、3年次70名、4年次70名 / 計280名 名 称：松本短大幼稚園 所 在 地：長野県松本市寿台7-4-1 設置年月日：昭和49年8月31日 利用 定員：0歳児3名、1歳児15名、2歳児24名、3歳児41名、4歳児41名、5歳児41名 / 計165名 園舎敷地1,700㎡、体育施設敷地300㎡、屋外運動場敷地3,381㎡ / 計5,381㎡ 校 舎912㎡、附属施設（体育館）227㎡ / 計1139㎡							

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技を含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人松本学園 設置認可等に関わる組織の移行表

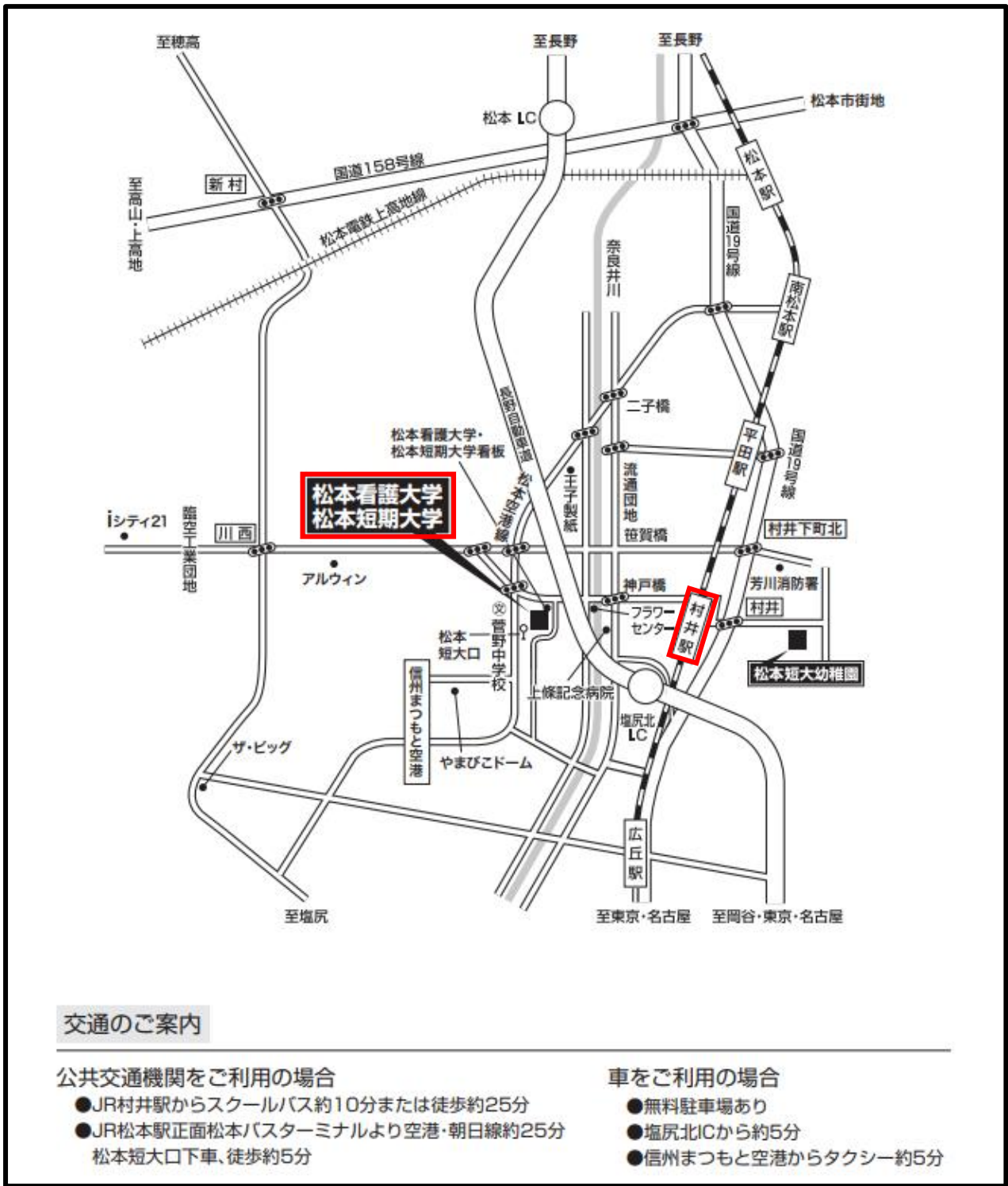
令和7年度	入学	編入学	収容		令和8年度	入学	編入学	収容	変更の事由
	定員	定員	定員			定員	定員	定員	
松本短期大学									
幼児保育学科	80	0	160		幼児保育学科	<u>60</u>	0	<u>120</u>	定員変更
介護福祉学科	40	0	80		介護福祉学科	<u>25</u>	0	<u>50</u>	定員変更
計	120	0	240	→	計	<u>85</u>	0	<u>170</u>	

○都道府県内における位置関係の図面



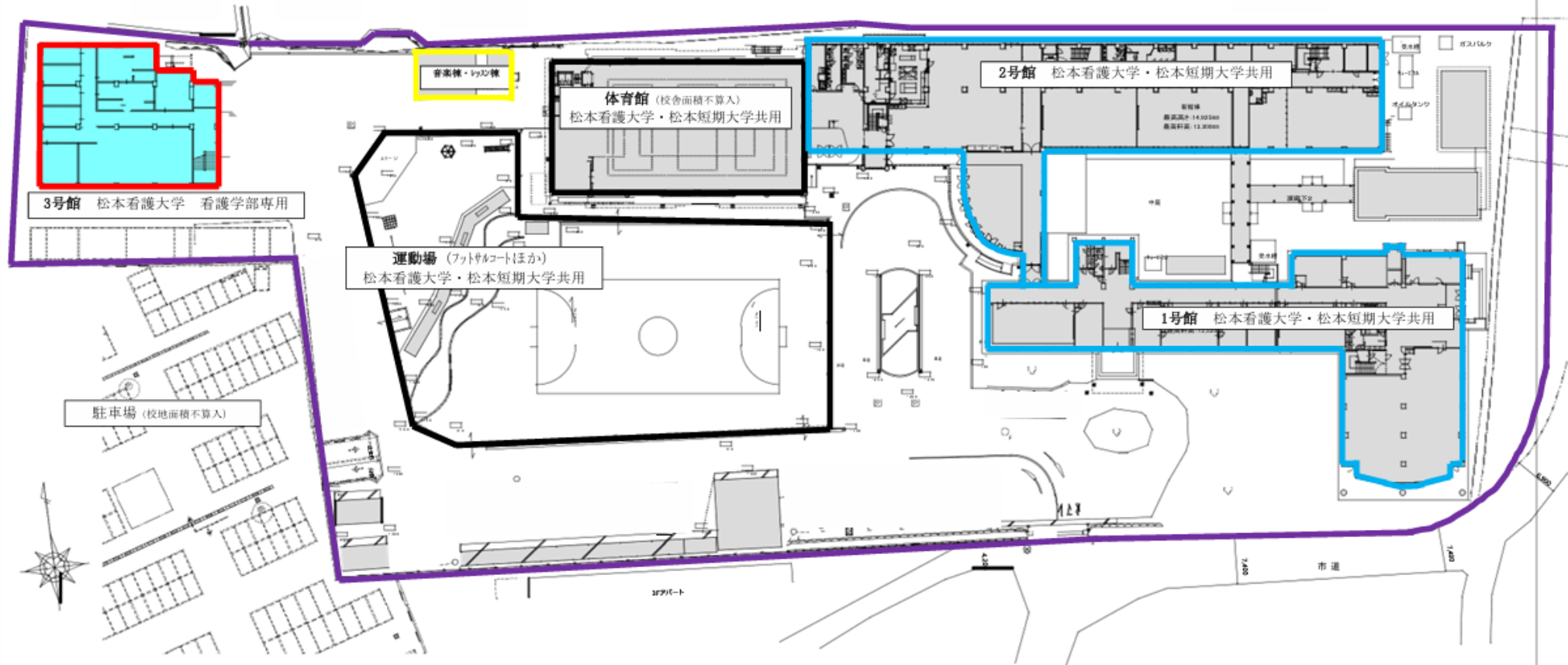
白地図専門店 freemap.jp

○最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間が分る図面



○校舎、運動場等の配置図

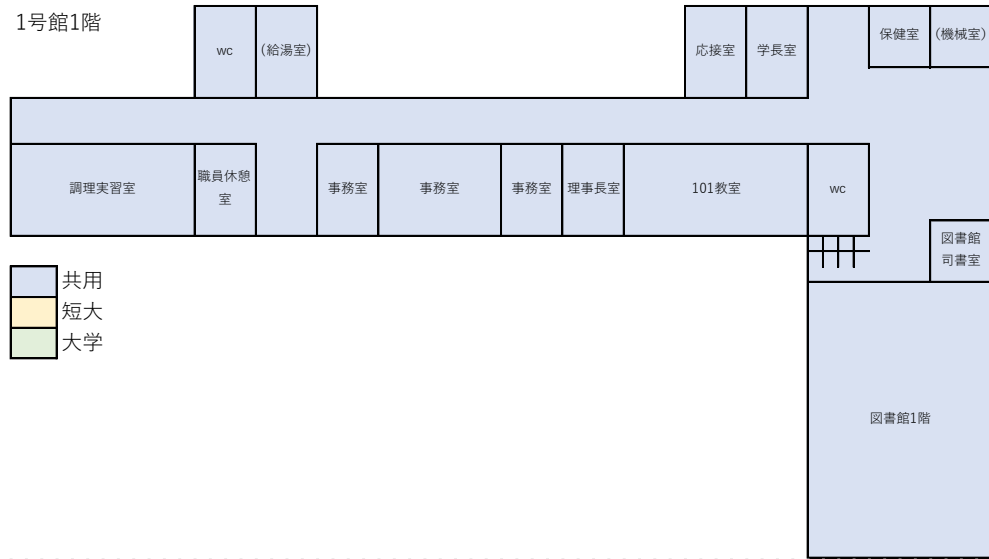
松本看護大学 専用	■ (校舎基準内)	■ (校舎基準外・運動場)
松本看護大学・松本短期大学 共用	■ (校舎基準内)	■ (校舎基準外・運動場)
松本短期大学 専用	■ (校舎基準内)	



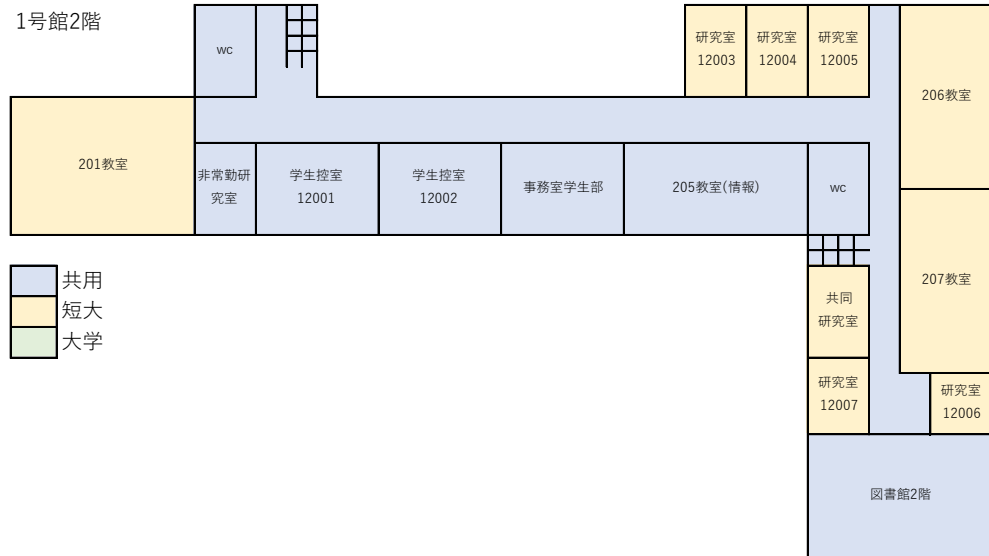
校地等	区分	専用	共用	他の学校専用	計
	校舎敷地	420 m ²	4,300 m ²	580 m ²	5,300 m ²
	その他	0 m ²	17,927 m ²	0 m ²	17,927 m ²
合計	420 m ²	22,227 m ²	580 m ²	23,227 m ²	

校舎	専用	共用	他の学校専用	計
	2,174 m ²	6,186 m ²	3,106 m ²	11,466 m ²

○校舎の平面図

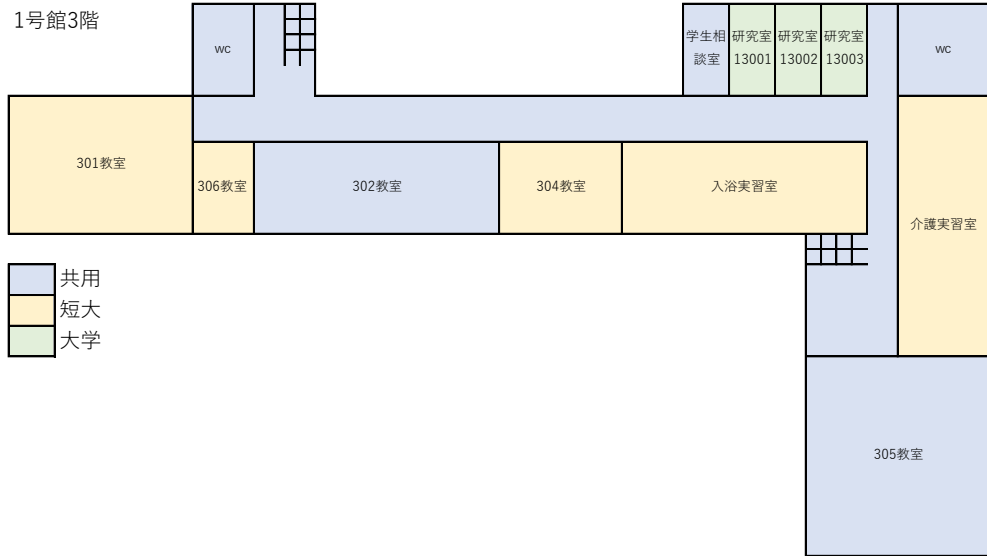


建物名	階数	室名	部屋番	面積	管理	区分①	区分②
1号館	1階	調理実習室		97.20	共用	校舎	実験室・実習室
		職員休憩室		32.40	共用	校舎	管理関係・その他
		事務室		32.40	共用	校舎	管理関係・その他
		会議室		64.80	共用	校舎	管理関係・その他
		事務局(総務部)		32.40	共用	校舎	管理関係・その他
		理事長室		32.40	共用	校舎	管理関係・その他
		会議室		81.67	共用	校舎	講義室・演習室
		応接室		40.00	共用	校舎	管理関係・その他
		学長室		35.00	共用	校舎	管理関係・その他
		保健室		20.91	共用	校舎	管理関係・その他
		図書館		365.90	共用	校舎	図書館



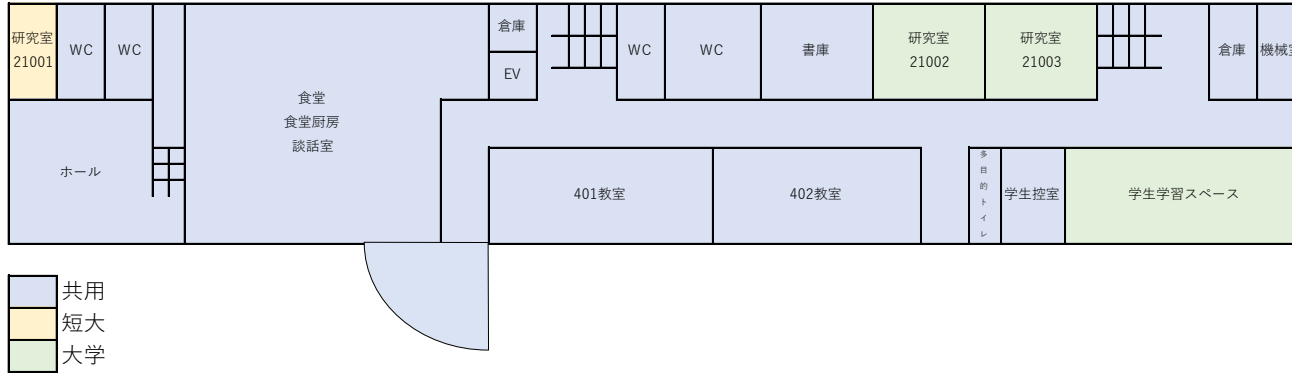
建物名	階数	室名	部屋番	面積	管理	区分①	区分②
1号館	2階	図書館		178.21	共用	校舎	図書館
		201教室		128.25	短大	校舎	講義室・演習室
		非常勤研究室		32.40	共用	校舎	研究室
		学生控室	12001	64.80	共用	校舎	管理関係・その他
		学生控室	12002	64.80	共用	校舎	管理関係・その他
		事務局学生部		64.80	共用	校舎	管理関係・その他
		205教室(情報)		93.42	共用	校舎	講義室・演習室
		206教室		116.88	短大	校舎	講義室・演習室
		207教室		114.93	短大	校舎	講義室・演習室
		研究室	12003	25.00	短大	校舎	研究室
		研究室	12004	25.00	短大	校舎	研究室
		研究室	12005	25.00	短大	校舎	研究室
		研究室	12006	31.50	短大	校舎	研究室
		共同研究室		40.99	短大	校舎	研究室
		研究室	12007	37.12	短大	校舎	研究室

1号館3階



建物名	階数	室名	部屋番	面積	管理	区分①	区分②
1号館	3階	301教室		128.25	短大	校舎	講義室・演習室
		306教室		32.40	短大	校舎	講義室・演習室
		302教室		129.60	共用	校舎	実験室・実習室
		304教室		64.80	短大	校舎	講義室・演習室
		305教室		285.09	共用	校舎	講義室・演習室
		入浴実習室		127.85	短大	校舎	実験室・実習室
		介護実習室		170.47	短大	校舎	実験室・実習室
		学生相談室		15.00	共用	校舎	研究室
		研究室	13001	20.00	大学	校舎	研究室
		研究室	13002	20.00	大学	校舎	研究室
		研究室	13003	20.00	大学	校舎	研究室
		1階～3階の廊下・階段・トイレ等		1134.34	共用	校舎	管理関係・その他
	図書館階段		45.92	共用	校舎	図書館	

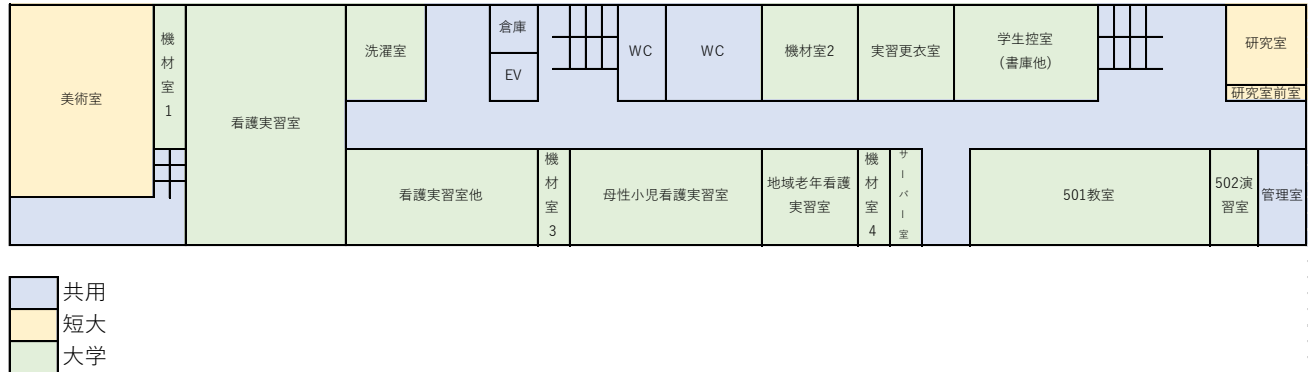
2号館1階



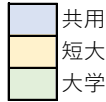
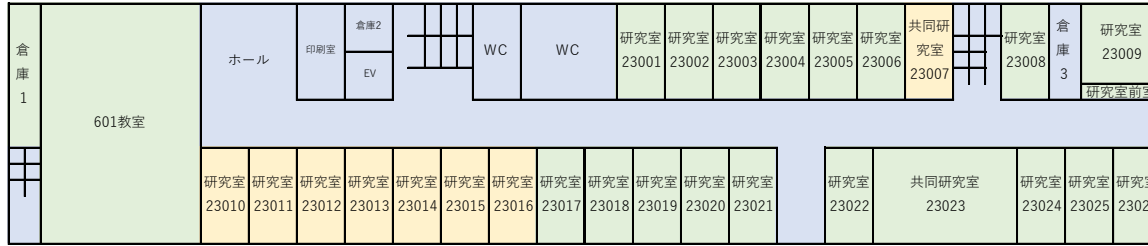
建物名	階数	室名	部屋番	面積	管理	区分①	区分②
2号館	1階	昇降口		187.69	共用	校舎	管理関係・その他
		ホール		87.69	共用	校舎	管理関係・その他
		研究室	21001	21.90	短大	校舎	研究室
		wc		18.25	共用	校舎	管理関係・その他
		wc		23.37	共用	校舎	管理関係・その他
		食堂厨房(事務・検収室)		21.06	共用	校舎	管理関係・その他
		食堂厨房(洗面・wc)		7.70	共用	校舎	管理関係・その他
		食堂厨房(食品庫)		8.67	共用	校舎	管理関係・その他
		食堂厨房(厨房)		57.64	共用	校舎	管理関係・その他
		食堂・談話室		292.61	共用	校舎	管理関係・その他
		食堂		12.68	共用	校舎	管理関係・その他
		廊下、トイレ他		3.60	共用	校舎	管理関係・その他
		EV		5.17	共用	校舎	管理関係・その他
		wc		14.35	共用	校舎	管理関係・その他
		wc		21.84	共用	校舎	管理関係・その他
		wc洗面		8.25	共用	校舎	管理関係・その他
		書庫		26.88	共用	校舎	管理関係・その他
		研究室	21002	24.73	大学	校舎	研究室
		研究室	21003	30.10	大学	校舎	研究室
		機械室		10.32	共用	校舎	管理関係・その他
		倉庫		15.48	共用	校舎	管理関係・その他
		401教室		141.33	共用	校舎	講義室・演習室
		402教室		141.00	共用	校舎	講義室・演習室
		wc(多目的)		5.25	共用	校舎	管理関係・その他
		学生控室		54.75	共用	校舎	管理関係・その他
		学生学習スペース		150.00	大学	校舎	管理関係・その他
		階段室他		30.10	共用	校舎	管理関係・その他
		階段室他		18.21	共用	校舎	管理関係・その他
		階段室他		14.04	共用	校舎	管理関係・その他
		階段室他		26.17	共用	校舎	管理関係・その他
階段室他		11.50	共用	校舎	管理関係・その他		
階段室他		198.71	共用	校舎	管理関係・その他		

建物名	階数	室名	部屋番	面積	管理	区分①	区分②
2号館	2階	美術室		124.20	短大	校舎	実験室・実習室
		機材室1		34.88	大学	校舎	管理関係・その他
		看護実習室		266.08	大学	校舎	管理関係・その他
		洗濯室		16.02	大学	校舎	管理関係・その他
		倉庫		3.60	共用	校舎	管理関係・その他
		EV		5.17	共用	校舎	管理関係・その他
		wc		14.35	共用	校舎	管理関係・その他
		wc		21.84	共用	校舎	管理関係・その他
		wc洗面		8.25	共用	校舎	管理関係・その他
		機材室2		38.70	大学	校舎	管理関係・その他
		実習更衣室		12.90	大学	校舎	管理関係・その他
		学生控室(書庫他)		30.10	大学	校舎	管理関係・その他
		研究室		25.80	短大	校舎	研究室
		研究室前室		7.50	短大	校舎	研究室
		成人看護実習室		120.00	大学	校舎	実験室・実習室
		機材室3		32.75	大学	校舎	実験室・実習室
		母性小児実習室		120.00	大学	校舎	実験室・実習室
		地域老年看護実習室		94.25	大学	校舎	実験室・実習室
		サーバー室		7.52	大学	校舎	管理関係・その他
		機材室4		12.77	大学	校舎	実験室・実習室
		501教室		141.00	大学	校舎	講義室・演習室
		502演習室		20.52	大学	校舎	講義室・演習室
		管理人室		23.46	共用	校舎	管理関係・その他
		階段室他		30.10	共用	校舎	管理関係・その他
				32.25	共用	校舎	管理関係・その他
				39.33	共用	校舎	管理関係・その他
				20.28	共用	校舎	管理関係・その他
				206.57	共用	校舎	管理関係・その他

2号館2階

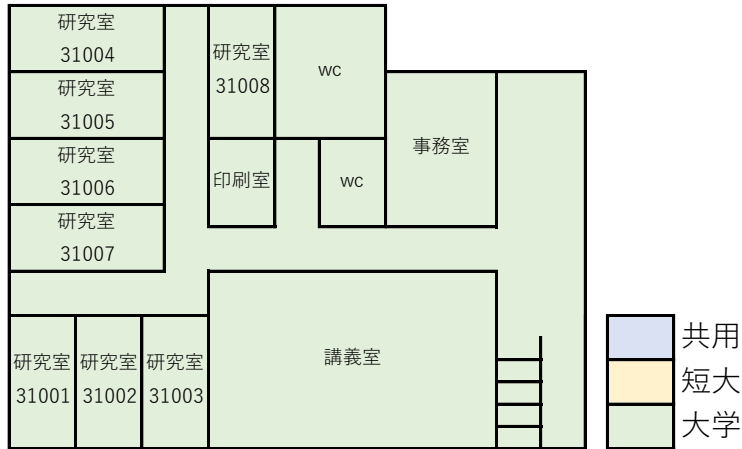


2号館3階

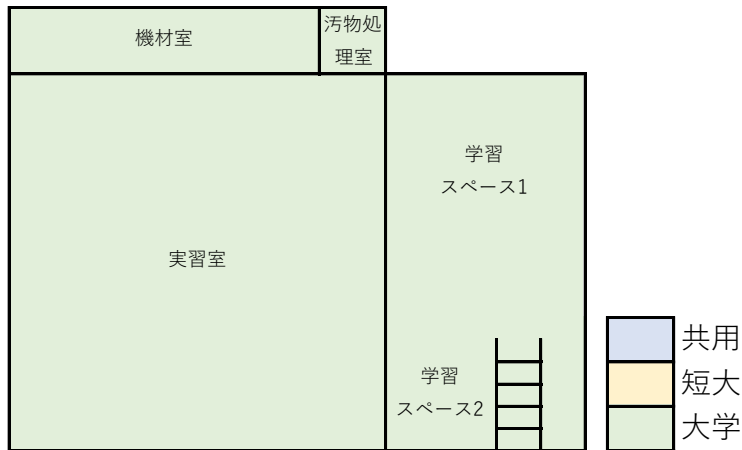


建物名	階数	室名	部屋番	面積	管理	区分①	区分②
2号館	3階	倉庫1		34.88	大学	校舎	管理関係・その他
		601教室		290.46	大学	校舎	講義室・演習室
		ホール・廊下ほか		99.73	共用	校舎	管理関係・その他
		印刷室		12.67	共用	校舎	管理関係・その他
		倉庫2		3.60	共用	校舎	管理関係・その他
		EV		5.17	共用	校舎	管理関係・その他
		wc		18.50	共用	校舎	管理関係・その他
		wc		19.78	共用	校舎	管理関係・その他
		wc洗面		18.50	共用	校舎	管理関係・その他
		研究室	23001	22.20	大学	校舎	研究室
		研究室	23002	22.20	大学	校舎	研究室
		研究室	23003	22.20	大学	校舎	研究室
		研究室	23004	22.20	大学	校舎	研究室
		研究室	23005	22.20	大学	校舎	研究室
		研究室	23006	22.20	大学	校舎	研究室
		共同研究室	23007	29.60	短大	校舎	研究室
		研究室	23008	22.20	大学	校舎	研究室
		研究室	23009	25.80	大学	校舎	研究室
		研究室前室		7.50	大学	校舎	研究室
		倉庫3		9.30	共用	校舎	管理関係・その他
		研究室	23010	22.76	短大	校舎	研究室
		研究室	23011	21.00	短大	校舎	研究室
		研究室	23012	21.00	短大	校舎	研究室
		研究室	23013	21.00	短大	校舎	研究室
		研究室	23014	21.00	短大	校舎	研究室
		研究室	23015	21.00	短大	校舎	研究室
		研究室	23016	21.00	短大	校舎	研究室
		研究室	23017	21.00	大学	校舎	研究室
		研究室	23018	21.00	大学	校舎	研究室
		研究室	23019	21.00	大学	校舎	研究室
		研究室	23020	21.00	大学	校舎	研究室
		研究室	23021	21.00	大学	校舎	研究室
		研究室	23022	24.50	大学	校舎	研究室
	共同研究室	23023	59.50	大学	校舎	研究室	
	研究室	23024	21.00	大学	校舎	研究室	
	研究室	23025	21.00	大学	校舎	研究室	
	研究室	23026	21.00	大学	校舎	研究室	
	階段室・廊下他		30.10	共用	校舎	管理関係・その他	
			33.30	共用	校舎	管理関係・その他	
			37.64	共用	校舎	管理関係・その他	
			129.52	共用	校舎	管理関係・その他	
R階		12.80	共用	校舎	管理関係・その他		
他		マイナス		-12.83	-	-	

3号館1階



3号館2階



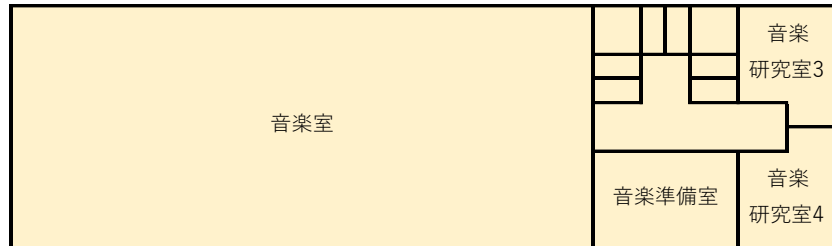
建物名	階数	室名	部屋番	面積	管理	区分①	区分②
3号館	1階	研究室1	31001	21.45	大学	校舎	研究室
		研究室2	31002	20.36	大学	校舎	研究室
		研究室3	31003	21.45	大学	校舎	研究室
		研究室4	31004	22.10	大学	校舎	研究室
		研究室5	31005	21.00	大学	校舎	研究室
		研究室6	31006	21.00	大学	校舎	研究室
		研究室7	31007	21.00	大学	校舎	研究室
		研究室8	31008	22.85	大学	校舎	研究室
		講義室		146.14	大学	校舎	講義室・演習室
		事務室		35.55	大学	校舎	管理関係・その他
	2階	学習スペース1		53.90	大学	校舎	管理関係・その他
	学習スペース2		42.00	大学	校舎	管理関係・その他	
	実習室		352.58	大学	校舎	実験室・実習室	
	機材室		40.89	大学	校舎	管理関係・その他	
	汚物処理室		10.73	大学	校舎	管理関係・その他	
	1階～2階の廊下階段トイレ等		229.40	大学	校舎	管理関係・その他	

音楽棟1階



共用
短大
大学

音楽棟2階



共用
短大
大学

建物名	階数	室名	部屋番	面積	管理	区分①	区分②	
音楽棟	1階	音楽研究室1		11.03	短大	校舎	研究室	
		音楽研究室2		11.03	短大	校舎	研究室	
		練習室1		4.86	短大	校舎	講義室・演習室	
		練習室2		4.86	短大	校舎	講義室・演習室	
		練習室3		4.86	短大	校舎	講義室・演習室	
		練習室4		4.86	短大	校舎	講義室・演習室	
		練習室5		4.86	短大	校舎	講義室・演習室	
		練習室6		4.86	短大	校舎	講義室・演習室	
		練習室7		4.86	短大	校舎	講義室・演習室	
		練習室8		4.86	短大	校舎	講義室・演習室	
		練習室9		4.86	短大	校舎	講義室・演習室	
		練習室10		4.86	短大	校舎	講義室・演習室	
		練習室11		4.86	短大	校舎	講義室・演習室	
		練習室12		4.86	短大	校舎	講義室・演習室	
		練習室13		4.86	短大	校舎	講義室・演習室	
		練習室14		4.86	短大	校舎	講義室・演習室	
		練習室15		4.86	短大	校舎	講義室・演習室	
	練習室16		4.86	短大	校舎	講義室・演習室		
	練習室17		4.86	短大	校舎	講義室・演習室		
			倉庫		2.34	短大	校舎	管理関係・その他
		2階	音楽室		109.44	短大	校舎	講義室・演習室
	音楽準備室			12.47	短大	校舎	管理関係・その他	
	音楽研究室3			11.03	短大	校舎	研究室	
	音楽研究室4			11.03	短大	校舎	研究室	
	1階～2階の廊下階段トイレ等			76.75	短大	校舎	管理関係・その他	

松本短期大学学則

学校法人 松本学園

松 本 短 期 大 学 学 則

第 1 章 総則

(教育の理念)

第 1 条 松本短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の規定に基づき、幼児保育学科、介護福祉学科を設置し、地域の人びとの保健医療福祉と教育に関する現実の多様なニーズに応えることのできる、保育士及び幼稚園教諭、介護福祉士の専門職業人の教育を行う。さらに、専門職業人の教育にかかわる研究を通じて、地域の人びとの保健医療福祉と教育の進展に寄与する。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育水準の向上を図り、教育の理念及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたって必要な事項は、別に定める。

第 2 章 学科の組織、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第 3 条 本学に幼児保育学科、介護福祉学科を置く。

2 幼児保育学科、介護福祉学科の学生定員は次の表のとおりとする。

学 科	学生定員	
	入学定員	収容定員
幼児保育学科	60人	120人
介護福祉学科	25人	50人

(学科の目的)

3 前項の定める各学科の教育目的は以下のとおりとする。

一 幼児保育学科は、豊かな人間性と倫理観を有し保育者としての専門能力をもって社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

二 介護福祉学科は、豊かな人間性と倫理観を有し介護福祉の専門知識と技術をもって社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(修業年限等)

第 4 条 修業年限は、2年とする。

2 在学期間は、4年を超えることができない。

第 3 章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第 5 条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は次の2期に分ける。

前学期 4月 1日から 9月30日まで

後学期 10月 1日から 3月31日まで

3 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週を下らないものとする。

4 学長は、特に必要があると認められるときは、前2項の始期、終期について適切と認められる範囲において変更することができる。

(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 開学記念日 5月10日

四 夏季休業 8月1日から9月30日までの間の日

五 冬季休業 12月25日から翌年1月9日までの間の日

六 春季休業 3月16日から3月31日までの間の日

2 学長は、特に必要があると認められるときは、前項の休業日を変更し、もしくは中止し、又は前項の休業日以外に休業日を設けることができる。

3 学業上必要と認めるときは休業日に授業、実験、実習を課すことができる。

第4章 入学等

(入学の時期)

第7条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

2 前項の他にも、必要と認めた場合には、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学において実施する入学
者選抜試験に合格した者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者。

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）。

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

五 文部科学大臣の指定した者。

六 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者。

七 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

(入学の出願)

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

2 前項の規定は、第11条、第12条、第13条及び第14条の規定により入学を志願する場合にもこれを準用する。

(入学者の選考)

第10条 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(社会人入学)

第11条 社会人で本学に入学を志願する者があるときには、特別の選考により入学を許可することができる。

2 社会人入学について必要な事項は、別に定める。

(外国人入学)

第12条 外国人で本学に入学を希望する者があるときには、特別の選考により入学を許可することができる。

2 外国人入学について必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第13条 次の各号の1に該当する者が、所定の手続を経て入学を願い出たときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

一 本学を卒業し、更に他の学科に入学を願い出た者。

二 本学学則第38条により退学し、同一学科に再入学を願い出た者。

2 前項による入学者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、所属する学科の議を経て、教授会が審議し、学長が決定する。

3 再入学について必要な事項は、別に定める。

(転科・編入学)

第14条 本学他学科からの転科並びに他の大学から編入学を希望する者があるときは、特別の選考により転科又は編入学を許可することがある。

2 前項による入学者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、所属する学科の議を経て、教授会が審議し、学長が決定する。

3 その他転科編入学について必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第15条 選考の結果に基づき合格通知を受けた者は、指定の期日までに、本学所定の書類を提出すると共に、本学所定の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第16条 入学を許可された者は、保証人2名を定めなければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

3 保証人は、いずれも独立の生計を営むものとし、保証人は保護者又はこれに準ずる者とする。

4 保証人を変更したとき又は保証人が転居したときは、直ちに届け出なければならない。

第5章 教育課程・履修方法等

(授業科目及びその単位数)

第17条 本学において開設する授業科目及びその単位数は、次により別表第1、別表第2に定めるとお

りとする。

- 一 幼児保育学科の授業科目及びその単位数 別表第1 幼児保育学科教育課程
- 二 介護福祉学科の授業科目及びその単位数 別表第2 介護福祉学科教育課程

(履修の方法)

第18条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、2年に分けて履修するものとする。

- 2 必修単位数と選択単位数の割り振りについては、前条の別表第1、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 履修登録単位数の上限(CAP制)について必要な事項は、別に定める。

(履修すべき科目の登録)

第19条 学生は、毎学期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。

(単位の計算方法)

第20条 本学の授業科目の単位の算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間又は30時間で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位修得の認定)

第21条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

- 2 単位修得の認定方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については、各授業科目の担当者がこれを定める。

(試験等の時期)

第22条 試験等の時期は、原則として、学期末又は学年末とするが、各授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第23条 各授業科目の試験等の受験資格を得るには、別表第1、別表第2に定める授業時間数の3分の2以上(ただし、介護実習については5分の4以上)の出席を必要とする。

- 2 各授業科目の出席時間数の管理は当該授業科目の担当教員が行い、受験資格の有無を決定する。
- 3 やむを得ない事情により、各授業科目の出席時間数が第1項に定める出席時間数に満たない場合は、授業、レポートその他の適切な方法(ただし、幼児保育学科の指定保育士養成施設指定科目並びに介護福祉学科の介護福祉士学校指定科目については授業のみ)により、出席とみなすこともできる。

(追試験)

第24条 病気等やむを得ない事情により、試験等を受験できなかったと授業科目担当者が認めた者については、追試験の機会を与えることができる。

(学修の評価及び再試験)

第25条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

- 2 不合格の場合、原則として授業科目担当者が認めた者については、再試験の機会を与えることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格)

第26条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第一に基づく幼稚園教諭2種免許状を取得しようとする者は、別表第3「教員の免許を得るための要件」に定める学科目を修得しなければならない。

(保育士資格取得要件)

第27条 保育士の資格を得ようとする者は、第40条第1項及び第2項の幼児保育学科卒業要件のほか、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の2の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成13年厚生労働省告示第198号)に基づき本学で定める授業科目及び単位を取得しなければならない。

2 前項については、別に「松本短期大学保育士養成課程に関する細目」を設けて定める。

(介護福祉士試験受験資格取得要件)

第28条 介護福祉士試験の受験資格を得ようとする者は、第40条第1項及び第2項の介護福祉学科卒業要件のほか、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省厚生労働省令第2号)に基づき本学で定める修業科目及び単位を取得しなければならない。

2 前項については、別に「松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目」を設けて定める。

(保育士・介護福祉士養成課程に関する細目)

第29条 保育士及び介護福祉士の資格を得るための養成課程の細目は次のとおりとする。

- 一 「松本短期大学保育士養成課程に関する細目」
- 二 「松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目」

(他学科の授業科目の履修)

第30条 学生は、他学科の授業科目を履修することができる。

2 他学科の授業科目の履修については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第31条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生の当該他大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により当該他大学又は短期大学において、履修した授業科目について修得した単位については、30単位を限度に本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 第2項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 学長は、教育上有益と認められるときは、学生が第1年次に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 第1項の規定のほか、幼児保育学科にあつては指定保育士養成施設指定基準(平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙1)に基づき、既修得単位の認定を行う。

3 第1項の規定のほか、介護福祉学科にあつては介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針(平成20年3月28日19文科高第918号 社援発第0328002号 文部科学省高等教育局長 厚生労働省社会・援護局長通知の別添2)に基づき、既修得単位の認定を行う。

4 第31条及び第32条第1項の規定により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数は、すべてを合わせて30単位以内とする。

5 第1項、第2項、第3項及び第4項の規定による単位認定の取扱いについては、別に定める。

第 6 章 休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第 3 3 条 疾病その他やむを得ない事情により 2 ヶ月修学することのできない者は、保証人連署のうえ学長に願い出て休学することができる。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、疾病その他やむを得ない事情があると認めるときは、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第 3 4 条 休学期間は、1 年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められた者は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

3 休学期間は、第 4 条第 2 項の在学期間に算入する。

(復学)

第 3 5 条 次の各号の 1 に該当する者は、保証人連署のうえ学長に願い出て復学することができる。

一 休学期間が満了したとき又は休学期間中に休学事由が消滅したとき。

二 第 3 9 条第 3 号の規定により除籍された者が、除籍の日の翌日から 30 日以内に授業料を納付したとき。

三 行方不明者の所在が判明したとき。

(留学)

第 3 6 条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、学修することを認めることができる。

2 前項の規定により、学生が留学して得た学修の成果については、30 単位を超えない範囲で、本学における授業科目により、修得したものと見なすことができる。

3 第 1 項及び第 2 項の実施について必要な事項は、別に定める。

(転学)

第 3 7 条 他の大学への転学を希望する者は、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(退学)

第 3 8 条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(除籍)

第 3 9 条 学長は、次の各号の 1 に該当する者を除籍することができる。

一 第 4 条の規定する在学年限を超えた者。

二 第 1 5 条の規定による入学の許可を得た者で、学長の承諾なく指定の期日に入学しない者。

三 授業料納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者。

四 死亡又は長期間にわたって行方不明の者。

第 7 章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第40条 本学を卒業するためには、学生は、2年以上在学し、第2項の定めるところにより、幼児保育学科は62単位以上、介護福祉学科は68単位以上を修得しなければならない。

2 卒業に必要な履修科目及び単位数は別表第4に定める。

(卒業)

第41条 本学に2年以上在学し、第40条の定める科目及び単位数を修得し、卒業の資格を得た者について、教授会の議を得て学長が認定し、卒業証書を授与する。

(学位)

第42条 学長は卒業を認定した者について、学位授与の方針を考慮し、次の区分に従い、短期大学士の学位を授与する。

- 一 幼児保育学科 短期大学士(教育学)
- 二 介護福祉学科 短期大学士(介護福祉学)

第8章 入学検定料・入学金・授業料及びその他の費用

(入学検定料)

第43条 本学に入学を出願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 社会人入学、外国人入学、再入学及び転入学の場合は、前項の規程を準用する。

(入学金)

第44条 本学に入学を許可された者は入学金を納入しなければならない。入学金の額は別表第5に定める。

2 入学金の納入期間は、合格発表の日から本学の指定する入学手続き完了日時までとする。

3 社会人入学、外国人入学、再入学及び転入学の場合の入学金についても前第1項の規定を準用する。

4 前項の規定に関わらず、本学を卒業し本学他学科に入学する者の入学金は、免除する。

5 入学金は原則として返納しない。

(授業料等)

第45条 授業料等は幼児保育学科、介護福祉学科ごとに定められ、別表第5に掲げられた額とし、これを分納しようとする者は事由を記した書面により保証人連署で願い出なければならない。

2 前項の納入する期間の規定は、本学の指定する手続き完了日時までとする。

3 本学において特別の事情があると認められた者は、第1項の納入する期間の規定に関わらず月額分納又は延納を認めることがある。

4 科目等履修生及び研究生の授業料は別表第6に定める。

5 第1項から第4項までに定めた授業料等のほか、実習費及びそれとは別に費用等を徴収することができる。これらの額は別に定める。

(授業料等の返納及び減免)

第46条 授業料等はやむを得ない事由があると認めるときは願い出により返納又は減免することがある。

2 前項の規定に関わらず、前期又は後期中途から休学の場合は、その学期の授業料等は減免しない。

3 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者又は停学中の者は、当該期の授業料等全額を納入しなければならない。ただし、やむをえない事由があると認めるときは願い出により減免することがある。

(授業料等未納者の措置)

第47条 所定の期日内に授業料等を納入しない者には催告を發し、なお納入しないときは登学を停止する。登学を停止したのちなお納入しない場合は除籍する。

第 9 章 賞罰

(褒賞)

第48条 学生として特に推奨すべき行為のあった者は、これを表彰することがある。

(卒業表彰)

第49条 卒業に際し、人物成績共に優秀な学生には授賞することがある。

(懲戒該当者)

第50条 学長は、次の各号の1に該当する者に対し懲戒処分を行うことがある。

- 一 素行不良で改善の見込がないと認められる者。
- 二 正当な理由がなくて出席が常でない者。
- 三 学力劣悪で成業の見込がないと認められる者。
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者。

(懲戒)

第51条 懲戒は戒告停学及び退学とする。

2 第1項の実施について必要な手続きは別に定める。

第 10 章 教職員組織

(教職員)

第52条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に規定する教職員のほか、必要に応じて副学長を置くことができる。

(学科長)

第53条 本学の学科に学科長をおき、学科の教授をもって充てる。

(教員の職務及び要件)

第54条 教員の職務は、学校教育法第92条第3項から第10項の定めるところによる。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。
- 5 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 6 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 7 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 9 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(学生部長・図書館長・事務長)

第55条 本学に学生部長、図書館長、事務長をおき、本学の教職員をもって充てる。

- 2 学生部長は、学生の学業生活全般の校務をつかさどり統括する。
- 3 図書館長は、図書館の校務をつかさどり統括する。
- 4 事務長は、本学の事務をつかさどり統括する。

(事務職員)

第56条 事務職員は本学の事務をつかさどる。

第 11 章 教授会

(教授会の組織)

第57条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

(教授会の招集)

第58条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、学長が正当な事由により議長をつとめることができない場合は、あらかじめ学長が指名した者がその任を代行する。

- 2 学長は、教授会の構成員が議題を示し、要求があった場合には、教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催)

第59条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することはできない。

(審議事項)

第60条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 二 学位の授与
- 三 第二号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見をのべることができる。

(運営規則)

第61条 教授会の運営に関し必要とする事項については、別に定める。

(人事委員会)

第62条 教授、准教授、講師、助教、助手の候補者の選考、昇格に関する事項については、人事委員会をおき、それを審議する。

- 2 人事委員会における審議結果は教授会に報告する。
- 3 人事委員会は、学長、副学長及び教授で構成する。
- 4 人事委員会委員長は、学長を充てる。
- 5 人事委員会の運営に関する事項は、別に定める。
- 6 教授等の候補者の選考及び昇格に関する基準等は、別に定める。

(委員会)

第63条 松本短期大学の円滑な学校運営のために教授会のもとに委員会を置く。

2 委員会に関する事項は別に定める。

第 12 章 研究生及び科目等履修生

(研究生)

第64条 本学の教授又は准教授もしくは講師の指導を受け、学術研究を希望する者がある時は、当該指導教員に本学の業務に支障がない限りにおいて、選考の上、教授会の議を経て入学を許可することができる。

2 研究生に関する必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第65条 本学において開設する授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を希望する者がある時は、当該科目等に支障がない限りにおいて、選考の上、教授会の議を経て入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

3 履修料は、別に定める。

4 その他の科目等履修生について必要な事項は別に定める。

第 13 章 図書館

(図書館の設置と目的)

第66条 本学に松本短期大学附属図書館（以下「図書館」という。）を置く。図書館は図書、文献及び研究資料を蒐集管理し教職員及び学生の研究閲覧に供する。

(図書館の規定)

第67条 図書館に関する規定は別に定める。

第 14 章 保健及び学生支援施設

(保健及び学生支援施設)

第68条 本学に保健及び学生支援のための施設として、保健室、学生相談室、食堂等を置く。

2 保健及び学生支援のための施設等の運用に関する必要な事項は別に定める。

(保健の業務)

第69条 保健の業務は、保健室及び学生相談室等において教職員及び学生の心身の保健衛生を管理する。

2 保健室には、保健衛生を管理する教職員を置く。

3 毎年定められた時期に学生の健康診査を行なう。

第 15 章 特待生

(特待生の授業料減免)

第70条 人物学業共に優秀な学生に対しては教授会の議を経て選考の上、特待生として授業料を減免することができる。

第 16 章 地域連携・公開講座・研修事業

(地域連携)

第 7 1 条 本学は松本市笹賀地区を中心に、地域住民と共に、保健医療福祉の向上に役立つ連携活動及び教育等を行なう。

(地域交流センター)

第 7 2 条 本学に地域交流センターを置く。

2 地域交流センターに関する事項については、別に定める。

(公開講座)

第 7 3 条 本学では夏期休暇中若しくは適時に公開講座を設けることができる。

(研修事業)

第 7 4 条 本学では適時に研修事業を行うことができる。

附 則

- 1 この学則は昭和 47 年 4 月 1 日からこれを施行する
- 2 この学則は昭和 54 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 3 この学則は平成元年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 4 この学則は平成 2 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 5 この学則は平成 4 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 6 この学則は平成 5 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 7 この学則は平成 7 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 8 この学則は平成 8 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 9 この学則は平成 10 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 10 この学則は平成 11 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 11 この学則は平成 12 年 4 月 1 日からこれを施行する。

但し、第 12 条、第 15 条及び第 20 条に関わる変更は平成 12 年度入学生より適用する。

- 12 この学則は平成 14 年 4 月 1 日からこれを施行する。

但し、第 12 条、第 17 条、第 18 条、第 38 条及び第 62 条に関わる変更は平成 14 年度入学生より適用する。

- 13 この学則は平成 15 年 4 月 1 日からこれを施行する。

但し、第 12 条に関わる変更は平成 15 年度入学生より適用する。

- 14 この学則は平成 16 年 4 月 1 日からこれを施行する。

但し、第 8 条、第 9 条、第 10 条、別表 1、別表 2、別表 3、別表 4、及び松本短期大学保育士養成課程に関する細目に関わる変更は平成 16 年度入学生より適用する。

- 15 この学則は平成 17 年 4 月 1 日からこれを施行する。

但し、第 19 条に関わる変更は平成 17 年度入学生より適用する。

- 16 この学則は平成 18 年 2 月 1 日からこれを施行する。

- 17 この学則は平成 18 年 4 月 1 日からこれを施行する。

但し、第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 14 条、第 24 条、別表 1、別表 2、別表 4 に関わる変更は平成 18

- 年度入学生より適用する。
- 18 この学則は平成19年4月1日からこれを施行する。
但し、第17条、第26条、第27条、第28条、第29条、第69条、別表第1、別表第2、別表第4、別表第5、別表第7、別表第8、松本短期大学保育士養成課程に関する細目及び松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成19年度入学生より適用する。
- 19 この学則は平成20年4月1日からこれを施行する。
但し、松本短期大学保育士養成課程に関する細目及び松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成20年度入学生より適用する。
- 20 この学則は平成20年6月1日からこれを施行する。
- 21 この学則は平成21年4月1日からこれを施行する。
但し、第14条、第28条、第32条、第40条、第71条、別表第2、別表第3、別表第5、別表第8および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成21年度入学生より適用する。
- 22 この学則は平成22年4月1日からこれを施行する。
但し、第17条、第26条、第27条、第29条、別表第1及び松本短期大学保育士養成課程に関する細目別表に関わる変更は平成22年度入学生より適用する。
- 23 この学則は平成23年4月1日からこれを施行する。
但し、別表第1、別表第4、別表第6、別表第8、松本短期大学保育士養成課程に関する細目、別表および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目、別表2に関わる変更は平成23年度入学生より適用する。なお、第28条第1項の規定にかかわらず、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）に基づき本学で定める修業科目及び単位を取得して介護福祉学科を卒業した者については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づき介護福祉士試験の受験が適用されるまでの間は、介護福祉士となる資格を与える。
- 24 この学則は平成24年4月1日からこれを施行する。
但し、第72条、別表第3および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成24年度入学生より適用する。なお、第71条第2項の規定にかかわらず、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）に基づき本学で定める修業科目及び単位を取得して専攻科（福祉専攻）を修了した者については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づき介護福祉士試験の受験が適用されるまでの間は、介護福祉士となる資格を与える。
- 25 この学則は平成26年4月1日からこれを施行する。
但し、第3条、第4条、第34条、第40条、別表第2、別表第3、別表第5および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成26年度入学生より適用する。
- 26 この学則は平成27年4月1日からこれを施行する。
但し、第25条、別表第8および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成27年度入学生より適用する。
- 27 この学則は平成29年4月1日からこれを施行する。
- 28 この学則は平成30年4月1日からこれを施行する。
但し、第3条、第40条、別表第3、別表第5および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関わる変更は平成30年度入学生より適用する。
- 29 この学則は平成31年4月1日からこれを施行する。
但し、第3条、第26条、別表第1、別表第4、別表第5、松本短期大学保育士養成課程に関する細目別表

及び松本短期大学介護福祉学科養成課程に関する細目に関する変更は平成31年度入学生より適用する。

30 この学則は令和3年4月1日からこれを施行する。

但し、第23条、第40条、別表第2、別表第5および松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目に関する変更は令和3年度入学生より適用する。

31 この学則は、令和5年4月1日からこれを施行する。

32 この学則は、令和6年4月1日からこれを施行する。

但し、別表第5に関わる変更は令和6年度入学生より適用する。

33 この学則は、令和7年4月1日からこれを施行する。

但し、第3条に関わる変更は令和7年度入学生より適用する。

34 この学則は、令和8年4月1日からこれを施行する。

但し、第3条に関わる変更は令和8年度入学生より適用する。

授業科目の区分等	授 業 科 目	授業 形態	単 位 数			時間数	備 考
			開設単位	必修	選択		
専門教育科目	子どもと運動遊び	演習	2	2		30	
	子どもと絵本	演習	1		1	15	保育士選択
	ことばと表現	演習	1		1	15	保育士選択
	生涯スポーツⅠ	演習	1		1	15	保育士選択
	生涯スポーツⅡ	演習	1		1	15	保育士選択
	子どもと造形表現論	講義	2		2	30	保育士選択
	幼児教育の方法	講義	2		2	30	教免必修・保育士選択
	幼児保育特講	演習	2		2	30	保育士選択
	教育実習指導	演習	1		1	30	教免必修
	教育実習	実習	4		4	180	教免必修
	保育実習指導Ⅰ	演習	2		2	60	保育士必修
	保育実習Ⅰ	実習	4		4	180	保育士必修
	保育実習指導Ⅱ	演習	1		1	15	} 保育士：Ⅱ又はⅢ 選択必修
	保育実習Ⅱ	実習	2		2	90	
	保育実習指導Ⅲ	演習	1		1	15	
	保育実習Ⅲ	実習	2		2	90	
	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2	2		30	
小 計			84	32	52	1,680	
研究演習	基礎ゼミナール	演習	2	2		60	
	応用ゼミナール	演習	2	2		60	
小 計			4	4		120	
合 計			105	42	63	2,085	

※幼児保育学科の卒業最低単位数 必修42単位 選択20単位 計62単位

内、教養基礎科目 必修6単位、選択科目の中から2科目以上4単位 計10単位

専門教育科目・研究演習 必修36単位、選択16単位、計52単位

※保育士：必修及び選択必修を除く、保育士選択科目から2単位以上を選択

別表第2

介護福祉学科教育課程

領域	授業科目の区分等	5つの柱	授業科目	授業形態	単位数					時間数	備考
					開設	卒業		介護福祉士			
						単位	必修	選択	必修		
教養科目		ひとの生活を考える	地域生活と文化	講義	2	2		2		30	
		学修の基礎力を培う	初年度教育Ⅰ	演習	1	1		1		30	
			初年度教育Ⅱ	演習	1	1		1		30	
			キャリアデザイン入門	演習	1	1		1		30	
			キャリアデザインⅠ	演習	1		1		1	30	
			キャリアデザインⅡ	演習	1		1		1	30	
			キャリアデザインⅢ	演習	1		1		1	30	
小計					8	5	3	5	3	210	
人間と社会	人間の尊厳と自立	ひとの権利を考える	人間の尊厳と自立	講義	2	2		2		30	
	人間関係とコミュニケーション	ひとの可能性を考える	人間関係とコミュニケーションⅠ	演習	1	1		1		30	
			人間関係とコミュニケーションⅡ	演習	1	1		1		30	
	社会の理解	ひとの権利を考える	現代社会と福祉	講義	2	2		2		30	
			社会保障論Ⅰ	講義	2	2		2		30	
			社会保障論Ⅱ	講義	2	2		2		30	
			社会保障と人間の生活	演習	1	1		1		30	
	人と社会に関する科目	学修の基礎力を培う	人間の発達と心理的支援	講義	2	2		2		30	
ひとの生活を考える		地域交流演習	演習	1	1		1		30		
小計					14	14	0	14	0	270	
介護	介護の基本	ひとの生活を考える	介護福祉論Ⅰ	講義	2	2		2		30	
		ひとの権利を考える	介護福祉論Ⅱ	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	介護の基本Ⅰ	講義	2	2		2		30	
		ひとの生活を考える	介護の基本Ⅱ	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	介護の基本Ⅲ	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	介護の基本Ⅳ	講義	2	2		2		30	
	コミュニケーション技術	ひとの生活を考える	コミュニケーション技術Ⅰ	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	コミュニケーション技術Ⅱ	演習	1	1		1		30	
	生活支援技術	ひとの生活を考える	生活支援技術の基本	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	生活支援技術Ⅰ	演習	1	1		1		30	
			生活支援技術Ⅱ	演習	1	1		1		30	
			生活支援技術Ⅲ	演習	1	1		1		30	
			生活支援技術Ⅳ	演習	1	1		1		30	
		ひとの命と健康を考える	生活支援技術Ⅴ	演習	1	1		1		30	
		ひとの可能性を考える	生活支援技術Ⅵ	演習	1	1		1		30	
		ひとの生活を考える	家政の生活支援Ⅰ	演習	1	1		1		30	
	ひとの可能性を考える	家政の生活支援Ⅱ	演習	1	1		1		30		
	介護過程	ひとの可能性を考える	福祉住環境と生活支援	講義	2	2		2		30	
			介護過程総論	講義	2	2		2		30	
			介護過程Ⅰ	演習	1	1		1		30	
			介護過程Ⅱ	演習	1	1		1		30	
			介護過程Ⅲ	演習	1	1		1		30	
	介護総合演習	ひとの可能性を考える	介護過程Ⅳ	演習	1	1		1		30	
介護総合演習Ⅰ			演習	1		1	1		30	介護福祉士必修	
介護総合演習Ⅱ			演習	1		1	1		30	介護福祉士必修	
介護総合演習Ⅲ			演習	1		1	1		30	介護福祉士必修	
介護実習	介護実習Ⅰ	ひとの生活を考える	介護総合演習Ⅳ	演習	1		1	1		30	介護福祉士必修
		介護導入実習	実習	1		1	1		45	介護福祉士必修	
	介護実習Ⅱ	介護基礎実習	実習	1		1	1		45	介護福祉士必修	
		地域介護実習	実習	1		1	1		45	介護福祉士必修	
		ひとの可能性を考える	個別援助実習	実習	3		3	3		135	介護福祉士必修
		介護総合実習	実習	4		4	4		180	介護福祉士必修	
小計					42	28	14	42	0	1260	

領域	授業科目の区分等	5つの柱	授業科目	授業形態	単位数					時間数	備考	
					開設	卒業		介護福祉士				
					単位	必修	選択	必修	選択			
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	ひとの命と健康を考える	こころとからだのしくみⅠ-1	講義	2	2		2		30		
			こころとからだのしくみⅠ-2	講義	2	2		2		30		
			こころとからだのしくみⅡ-1	講義	2	2		2		30		
			こころとからだのしくみⅡ-2	講義	2	2		2		30		
	発達と老化の理解	ひとの命と健康を考える	発達と老化の理解Ⅰ	講義	2	2		2		30		
			発達と老化の理解Ⅱ	講義	2	2		2		30		
	認知症の理解	ひとの命と健康を考える	認知症の理解Ⅰ	講義	2	2		2		30		
		ひとの可能性を考える	認知症の理解Ⅱ	講義	2	2		2		30		
	障害の理解	ひとの命と健康を考える	障害の理解Ⅰ	講義	2	2		2		30		
		ひとの権利を考える	障害の理解Ⅱ	講義	2	2		2		30		
	小計					20	20	0	20	0	300	
	医療的ケア	医療的ケア	ひとの命と健康を考える	医療的ケアⅠ	講義	1		1	1		15	介護福祉士必修
医療的ケアⅡ				講義	2		2	2		30	介護福祉士必修	
医療的ケアⅢ				講義	2		2	2		30	介護福祉士必修	
医療的ケアⅣ				演習	1		1	1		15	介護福祉士必修	
小計					6		6	6		90		
合計					90	67	23	87	3	2130		

※介護福祉学科の卒業最低単位数 必修67単位+選択科目1単位（介護福祉士必修を除く） 計68単位

※介護福祉士国家試験受験資格取得単位数：必修67単位+選択科目1単位（介護福祉士必修を除く）+介護福祉士必修20単位 計88単位

別表第3 教員の免許を得るための要件

学科目区分	学科目数及び単位数
教養基礎科目	別表第1の当該欄の内、必修単位及び教免必修単位を含む10単位以上
専門教育科目	別表第1の当該欄の内、必修単位及び教免必修単位を含む41単位以上
研究演習	別表第1に指定する4単位
合計	上記の指定を含め、62単位以上

別表第4 卒業に必要な履修科目及び単位数

1. 幼児保育学科

学科目区分	学科目数及び単位数
教養基礎科目	別表第1の当該欄の内、必修科目以外に2科目以上、合計10単位以上
専門教育科目	別表第1の当該欄の内、必修科目以外に16単位以上、合計48単位以上
研究演習	別表第1に指定する4単位
合計	合計62単位以上

2. 介護福祉学科

領域区分	学科目数及び単位数
教養科目	別表第2に指定する必修科目5単位及び選択科目1単位
人間と社会	別表第2に指定する必修科目14単位
介護	別表第2に指定する必修科目28単位
こころとからだのしくみ	別表第2に指定する必修科目20単位
合計	合計68単位以上

別表第5 入学検定料・入学金及び授業料等

1. 幼児保育学科

	金額
入学検定料	30,000円
入学金	200,000円
授業料	950,000円
学園維持費	60,000円

2. 介護福祉学科

	金額
入学検定料	30,000円
入学金	200,000円
授業料	950,000円
学園維持費	60,000円

別表第6 科目等履修生及び研究生の授業料

		金額
科目等履修生	講義科目1単位につき	8,000円
	演習科目1単位につき	12,000円
	実技科目1単位につき	15,000円
研究生	聴講料	30,000円
	聴講1単位につき	8,000円

松本短期大学保育士養成課程に関する細目

(目的)

第1条 学則第27条第2項に基づきこの細目を定める。

(所在)

第2条 本学は長野県松本市笹賀3118番地に位置する。

(修得単位数)

第3条 保育士資格取得のための最低必要修得単位数は別表のとおりである。

(保育実習)

第4条 幼児保育学科における保育実習は、関係法令の定めに基づき、以下のとおりとする。

- (1) 保育実習指導Ⅰ 2単位 学内における実習指導とする。
- (2) 保育実習指導Ⅱ 1単位 学内における実習指導とする。
- (3) 保育実習指導Ⅲ 1単位 学内における実習指導とする。
- (4) 保育実習Ⅰ 4単位 保育所における実習2単位及び収容施設等における実習2単位とする。
- (5) 保育実習Ⅱ 2単位 保育所における実習を行うものとする。
- (6) 保育実習Ⅲ 2単位 保育所以外の社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設で実習を行うものとする。

第5条 保育実習指導Ⅱ・保育実習Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ・保育実習Ⅲは、そのいずれか二科目を必ず履修するものとする。

第6条 保育士資格を取得するためには、本細目及び別表に定められた要件を充たすほか、本学学則別表第5に定められた卒業要件を充たすことが必要となる。

(履修の認定条件)

第7条 幼児保育学科においては、出席時間数が学則に定める時間数の3分の2に満たない者については、履修の認定及び認定試験の受験を認めない。

別表

系列	教科目	左に対応して開設されている教科目		授業形態	時間数	単位数		最低必要 修得単位数
						必修	選択	
告示による教科目	体育	健康と運動Ⅰ		講義	15	1		2単位
		健康と運動Ⅱ		実技	30	1		
	外国語	英語表現		演習	30	2		2単位
	その他	生命倫理		講義	30		2	6単位以上
		こころの科学		講義	30		2	
		暮らしの中の憲法		講義	30		2	
		キャリア形成Ⅰ		講義	15	1		
		キャリア形成Ⅱ		講義	15	1		
		暮らしの中の数学		講義	30		2	
		情報処理演習		演習	30		2	
地域交流実践		演習	30		1			
合計					285	6	11	
告示による教科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	保育原理	講義	30	2		54単位
		教育原理	教育原理	講義	30	2		
		子ども家庭福祉	子ども家庭福祉	講義	30	2		
		社会福祉	社会福祉	講義	30	2		
		子ども家庭支援論	子ども家庭支援論	講義	30	2		
		社会的養護Ⅰ	社会的養護Ⅰ	講義	30	2		
		保育者論	保育者論	講義	30	2		
	小計				210	14		
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	保育・教育の心理学	講義	30	2		54単位
		子ども家庭支援の心理学	子ども家庭支援の心理学	講義	30	2		
		子どもの理解と援助	子どもの理解と援助	演習	30	2		
		子どもの保健	子どもの保健	講義	30	2		
		子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	演習	30	2		
	小計				150	10		
	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	教育課程の編成と評価	講義	30	2		54単位
		保育内容総論	保育内容 総論	演習	15	1		
		保育内容演習	保育内容の指導法Ⅰ(健康・表現)	演習	30	2		
			保育内容の指導法Ⅱ(環境・人間関係)	演習	30	2		
			保育内容の指導法Ⅲ(言葉)	演習	15	1		
		保育内容の理解と方法	子どもと音楽表現	演習	15	1		
			子どもと造形表現	演習	15	1		
			子どもと健康	演習	15	1		
			子どもと環境	演習	15	1		
			子どもと人間関係	演習	15	1		
		子どもと身体表現	演習	15	1			
		乳児保育Ⅰ	乳児保育Ⅰ	講義	30	2		
		乳児保育Ⅱ	乳児保育Ⅱ	演習	15	1		
		子どもの健康と安全	子どもの健康と安全	演習	15	1		
		障害児保育	特別な支援を必要とする子どもの理解と方法	演習	30	2		
	社会的養護Ⅱ	社会的養護Ⅱ	演習	15	1			
	子育て支援	子育て支援	演習	30	1			
	小計				345	22		
	保育実習	保育実習Ⅰ	保育実習Ⅰ	実習	180	4		54単位
保育実習指導Ⅰ		保育実習指導Ⅰ	演習	60	2			
総合演習	保育実践演習	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	30	2			
合計				975	54			

告示による 教科目	保育の本質・目的に関する科目	保育に関する科目	いのちと環境	演習	30		2	必修4単位の他に、 保育士選択科目から 2単位以上 計6単位以上
	保育の対象の理解に関する科目							
	保育の内容・ 方法に関する科目		保育・教育相談	講義	30		2	
			子どもの音楽Ⅰ	演習	30	2		
			子どもの音楽Ⅱ	演習	15		1	
			子どもと運動遊び	演習	30	2		
			子どもと絵本	演習	15		1	
			ことばと表現	演習	15		1	
			生涯スポーツⅠ	演習	15		1	
			生涯スポーツⅡ	演習	15		1	
			子どもと造形表現論	講義	30		2	
			幼児教育の方法	講義	30		2	
			幼児保育特講	演習	30		2	
	保育実習		保育実習Ⅱ又は 保育実習Ⅲ	保育実習Ⅱ	実習	90		
保育実習Ⅲ		実習		90		2		
保育実習指導Ⅱ又は保育実 習指導Ⅲ		保育実習指導Ⅱ	演習	15		1		
		保育実習指導Ⅲ	演習	15		1		
合 計				495	4	21		
保育士資格取得科目ではないが、 学校独自の科目として開設されて いる科目			教育実習指導	演習	30		1	必修科目 4単位以上
			教育実習	実習	180		4	
			基礎ゼミナール	演習	60	2		
			応用ゼミナール	演習	60	2		
合 計				2,085	68	37	77単位以上	

松本短期大学介護福祉士養成課程に関する細目

(目的)

第1条 学則第28条第2項に基づきこの細目を定める。

(所在)

第2条 本学は長野県松本市笹賀3118番地に位置する。

(介護福祉学科教育内容)

第3条 介護福祉学科の介護福祉士試験受験資格取得に関する教育内容は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に掲げる教育内容で、本学で開設されている授業科目との対応一覧表は別表1のとおりである。

(介護福祉学科介護実習)

第4条 介護福祉学科における介護実習は、関係法令の定めに基づき、以下のとおりとする。

(1) 介護実習は、介護実習Ⅰおよび介護実習Ⅱに分ける。

(2) (1)の段階は、Ⅰ、Ⅱの順に履修するものとし、前の段階を修了しなければ、次の段階の実習を履修することはできない。

(転科・編入学)

第5条 介護福祉学科においては、本学他学科からの転科並びに他大学等から編入学を希望する者がある時は、特別の選考により転科又は編入学を許可することがある。

(履修の認定条件)

第6条 介護福祉学科においては、出席時間数が学則に定める時間数の3分の2(介護実習については5分の4)に満たない者については、履修の認定及び認定試験の受験を認めない。

(学級数)

第7条 介護福祉学科においては入学定員を40人とし、1学年を1学級とする。

附 則

1 この細目は、平成23年4月1日からこれを施行する。

但し、第3条の規定の適用については、別表1に定める修業科目及び単位を取得して介護福祉学科を卒業した者に社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づき介護福祉士試験の受験が適用されるまでの間は、同条中「介護福祉士試験受験資格」とあるのは、「介護福祉士となる資格」とする。

2 この細目は、平成24年4月1日からこれを施行する。

但し、第4条の規定の適用については、別表2に定める修業科目及び単位を取得して専攻科福祉専攻を修了した者に社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づき介護福祉士試験の受験が適用されるまでの間は、同条中「介護福祉士試験受験資格」とあるのは、「介護福祉士となる資格」とする。

3 この細目および別表1は、平成26年4月1日からこれを施行する。

4 この細目および別表2は、平成27年4月1日からこれを施行する。

5 この細目は、平成29年4月1日からこれを施行する。

6 この細目は、平成30年4月1日からこれを施行する。

7 この細目は、平成31年4月1日からこれを施行する。

8 この細目は、令和3年4月1日からこれを施行する。

別表 1

社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第4に掲げる教育内容と本学で開設されている授業科目との対応一覧表

領域	教育内容(第1号養成施設として定められている時間数)	開講科目名称	本学開講時間数
人間と社会	人間の尊厳と自立 (30)	人間の尊厳と自立	30
		計 1科目	30
	人間関係とコミュニケーション (60)	人間関係とコミュニケーションⅠ	30
		人間関係とコミュニケーションⅡ	30
		計 2科目	60
	社会の理解 (60)	現代社会と福祉	30
		社会保障論Ⅰ	30
		社会保障論Ⅱ	30
		社会保障と人間の生活	30
		計 4科目	120
	人間と社会に関する 選択科目	人間の発達と心理的支援	30
		地域交流演習	30
		計 2科目	60
	人間と社会	合計 9科目	270
介護	介護の基本 (180)	介護福祉論Ⅰ	30
		介護福祉論Ⅱ	30
		介護の基本Ⅰ	30
		介護の基本Ⅱ	30
		介護の基本Ⅲ	30
		介護の基本Ⅳ	30
		計 6科目	180
	コミュニケーション技術 (60)	コミュニケーション技術Ⅰ	30
		コミュニケーション技術Ⅱ	30
		計 2科目	60
	生活支援技術 (300)	生活支援技術の基本	30
		生活支援技術Ⅰ	30
		生活支援技術Ⅱ	30
		生活支援技術Ⅲ	30
		生活支援技術Ⅳ	30
		生活支援技術Ⅴ	30
		生活支援技術Ⅵ	30
		家政の生活支援Ⅰ	30
		家政の生活支援Ⅱ	30
		福祉住環境と生活支援	30
		計 10科目	300
	介護過程 (150)	介護過程総論	30
		介護過程Ⅰ	30
		介護過程Ⅱ	30
		介護過程Ⅲ	30
		介護過程Ⅳ	30
		計 5科目	150
	介護総合演習 (120)	介護総合演習Ⅰ	30
		介護総合演習Ⅱ	30
		介護総合演習Ⅲ	30
		介護総合演習Ⅳ	30
		計 4科目	120
介護実習 (450)	介護導入実習	45	
	介護基礎実習	45	
	地域介護実習	45	
	(介護実習Ⅰの計) 3科目	135	
	個別援助実習	135	
	介護総合実習	180	
	(介護実習Ⅱの計) 2科目	315	
計 5科目	450		
介護 合計	32科目	1,260	

開設科目対照表	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ (120)	こころとからだのしくみⅠ-1	30
			こころとからだのしくみⅠ-2	30
			こころとからだのしくみⅡ-1	30
			こころとからだのしくみⅡ-2	30
			計 4科目	120
		発達と老化の理解 (60)	発達と老化の理解Ⅰ	30
			発達と老化の理解Ⅱ	30
			計 2科目	60
		認知症の理解 (60)	認知症の理解Ⅰ	30
			認知症の理解Ⅱ	30
	計 2科目		60	
	障害の理解 (60)	障害の理解Ⅰ	30	
		障害の理解Ⅱ	30	
		計 2科目	60	
	こころとからだのしくみ 合計 10科目			300
	医療的ケア	医療的ケア (50)	医療的ケアⅠ	15
			医療的ケアⅡ	30
			医療的ケアⅢ	30
			医療的ケアⅣ	15
		計 4科目	90	
医療的ケア 合計 4科目			90	
合 計 55科目			1,920	

幼稚園教諭2種免許状に関する教科目

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	左に対応して開設されている教科目	設置単位数			
				必修	選択		
					教免必修	選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 (情報機器及び教材の活用も含む。)		子どもと健康	1			
			子どもと人間関係	1			
			子どもと環境	1			
			子どもと音楽表現	1			
				子どもと造形表現	1		
				子どもと身体表現	1		
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用も含む。)		保育内容 総論	1			
			保育内容の指導法Ⅰ (健康・表現)	2			
			保育内容の指導法Ⅱ (環境・人間関係)	2			
			保育内容の指導法Ⅲ (言葉)	1			
小 計		12	小 計	12			
教育の基礎的理解に関する科目			教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	2			
			教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校への対応を含む。)	2			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	2			
			特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	2			
			教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	2			
道徳・総合的な学習の時間等及び教育相談に関する科目			幼児教育の方法		2		
			子どもの理解と援助	2			
			保育・教育相談		2		
教育実践に関する科目			教育実習指導		1		
			教育実習		4		
			保育・教職実践演習 (幼稚園)	2			
小 計		19 以上	小 計	23			
教育職員免許法施行規則第66の6に定める科目			暮らしの中の憲法		2		
			健康と運動Ⅰ	1			
				健康と運動Ⅱ	1		
			英語表現	2			
情報機器の操作		2					
小 計		8	小 計	8			
合 計		39 以上	合 計	43			

変更事項を記載した書類

1 変更の事由

高校生の四大化志向、幼児保育学科および介護福祉学科への志願者減少を踏まえ、本学では段階的に定員減を行い、定員充足率の適正化に努めていく。

2 変更点

幼児保育学科は入学定員を 80 人から 60 人、収容定員を 160 人から 120 人に変更する。介護福祉学科は入学定員を 40 人から 25 人、収容定員を 80 人から 50 人に変更する。

3 変更の時期

令和 8 年 4 月 1 日施行とする。

変更部分の新旧対照表

改正後（案）			現行																								
<p>第2章 学科の組織、学生定員及び修業年限</p> <p>（学科及び学生定員）</p> <p>第3条 本学に幼児保育学科、介護福祉学科を置く。</p> <p>2 幼児保育学科、介護福祉学科の学生定員は次の表のとおりとする。</p>			<p>第2章 学科の組織、学生定員及び修業年限</p> <p>（学科及び学生定員）</p> <p>第3条 本学に幼児保育学科、介護福祉学科を置く。</p> <p>2 幼児保育学科、介護福祉学科の学生定員は次の表のとおりとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学 科</th> <th colspan="2">学生定員</th> </tr> <tr> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児保育学科</td> <td><u>60人</u></td> <td><u>120人</u></td> </tr> <tr> <td>介護福祉学科</td> <td><u>25人</u></td> <td><u>50人</u></td> </tr> </tbody> </table>			学 科	学生定員		入学定員	収容定員	幼児保育学科	<u>60人</u>	<u>120人</u>	介護福祉学科	<u>25人</u>	<u>50人</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学 科</th> <th colspan="2">学生定員</th> </tr> <tr> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児保育学科</td> <td>80人</td> <td>160人</td> </tr> <tr> <td>介護福祉学科</td> <td>40人</td> <td>80人</td> </tr> </tbody> </table>			学 科	学生定員		入学定員	収容定員	幼児保育学科	80人	160人	介護福祉学科	40人	80人
学 科	学生定員																										
	入学定員	収容定員																									
幼児保育学科	<u>60人</u>	<u>120人</u>																									
介護福祉学科	<u>25人</u>	<u>50人</u>																									
学 科	学生定員																										
	入学定員	収容定員																									
幼児保育学科	80人	160人																									
介護福祉学科	40人	80人																									
<p>附則</p> <p><u>33 この学則は、令和8年4月1日からこれを施行する。但し、第3条に関わる変更は令和8年度入学生より適用する。</u></p>			<p>附則</p> <p><u>(追加)</u></p>																								

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

松本短期大学幼児保育学科及び介護福祉学科は、令和 8 年度入学生から入学定員及び収容定員を下記の通り変更する。

【定員変更】

設置学科	入学定員		収容定員	
	変更前	変更後	変更前	変更後
幼児保育学科	80 人	<u>60 人</u>	160 人	<u>120 人</u>
介護福祉学科	40 人	<u>25 人</u>	80 人	<u>50 人</u>

【収容定員経過措置】

設置学科・各種定員		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
幼児保育学科	入学定員（1 学年）	80 人	60 人	60 人
	入学定員（2 学年）	100 人	80 人	60 人
	収容定員	180 人	140 人	120 人
介護福祉学科	入学定員（1 学年）	40 人	25 人	25 人
	入学定員（2 学年）	40 人	40 人	25 人
	収容定員	80 人	65 人	50 人
2 学科合計	入学定員（1 学年）	120 人	85 人	85 人
	入学定員（2 学年）	140 人	120 人	85 人
	収容定員	260 人	205 人	170 人

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

幼児保育学科は入学定員を 80 人、介護福祉学科は入学定員を 40 人として学生を募集しているが、近年、入学定員を確保することが難しい状況にある。（【資料 1】参照）

この状況を踏まえ、入学定員の規模を縮小し、充足率の適正化を図る。

【資料 1】定員変更となる学科の入学定員・入学者数・充足率の推移（過去 5 年間）

設置学科	区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
幼児保育 学科	入学定員	100 人	100 人	100 人	100 人	80 人
	入学者数	99 人	102 人	72 人	53 人	59 人
	充足率	99.0%	102.0%	72.0%	53.0%	73.8%
介護福祉 学科	入学定員	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
	入学者数	34 人	27 人	22 人	13 人	32 人
	充足率	85.0%	67.5%	55.0%	32.5%	80.0%
2 学科 合計	入学定員	140 人	140 人	140 人	140 人	120 人
	入学者数	133 人	129 人	94 人	66 人	91 人
	充足率	95.0%	92.1%	67.1%	47.1%	75.8%

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（ア）教育課程の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更は行わない。

（イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。

（ウ）教員組織の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教員組織の変更は行わない。

（エ）大学全体の施設・設備の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う大学全体の施設・設備の変更は行わない。

学生の確保の見通し等を記載した書類

目次

(1) 収容定員を変更する組織の概要	2
①収容定員を変更する組織の概要	2
②収容定員を変更する組織の特色	2
(2) 人材需要の社会的な動向等	2
①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析	2
②中長期的な18歳人口等入学対象者人口の全国的、地域的動向の分析	4
③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域	6
④既設組織の定員充足の状況	6
(3) 学生確保の見通し	7
①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	7
ア 既設組織における取組とその目標	7
イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標	7
ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織の入学者の見込み数	7
②競合校の状況分析	8
ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性	8
イ 競合校の入学志願動向等	8
ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等	8
エ 学生納付金等の金額設定の理由	9
③先行事例分析	9
④学生確保に関するアンケート調査	9
⑤人材需要に関するアンケート調査等	9
(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由	10

(1) 収容定員を変更する組織の概要

①収容定員を変更する組織の概要

収容定員を変更する組織の概要	入学定員	編入学定員	収容定員	所在地
松本短期大学 幼児保育学科	60人	—	120人	長野県松本市笹賀 3118 番地
松本短期大学 介護福祉学科	25人	—	50人	

②収容定員を変更する組織の特色

本学は、幼児保育学科および介護福祉学科を設置し、地域の人々の保健医療福祉と教育に関する現実の多様なニーズに応えることのできる保育士および幼稚園教諭、介護福祉士のケアスペシャリストの養成教育を行う。また、教育理念を受けて「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」を育成するために、2学科に共通する「ひとの命と健康を考える」「ひとの可能性を考える」「ひとの生活を考える」「ひとの権利を考える」「学修の基礎力を培う」の5つの柱を掲げている。また、地域のニーズを把握し、地域に寄与できる実践能力を育成するとともに、地域に密着し、幅広い視野に立ち、連携・協働できる人間関係調整力を養う。

<幼児保育学科>

- ・学位の分野；短期大学士（教育学）
- ・取得可能な主な資格：保育士、幼稚園教諭二種免許状、社会福祉主事任用資格

<介護福祉学科>

- ・学位の分野：短期大学士（介護福祉学）
- ・取得可能な主な資格：介護福祉士国家試験受験資格、社会福祉主事任用資格

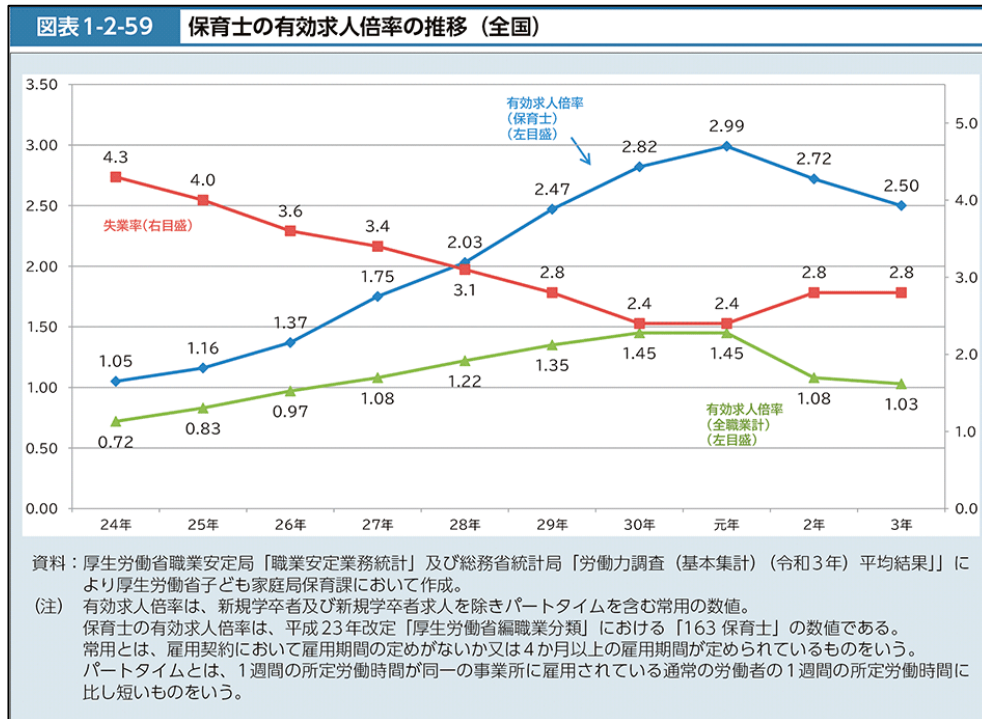
(2) 人材需要の社会的な動向等

①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

本学が養成する保育士、幼稚園教諭、介護福祉士について、厚生労働省による全国の保育士および介護関係職種*1の有効求人倍率の推移は、保育士が平成24年の1.05倍から令和3年には2.50倍、介護関係職種*1が平成17年の1.38倍から令和3年には3.65倍となっており、全職業平均の1.03倍と比べると高い水準で推移している。さらに東京都、愛知県、大阪府などの都市部を中心に有効求人倍率が全国平均を大きく上回っており、人材確保が必要な状況にあることから、保育士および介護福祉関係職種*1の需要があると考え【資料1】【資料2】。

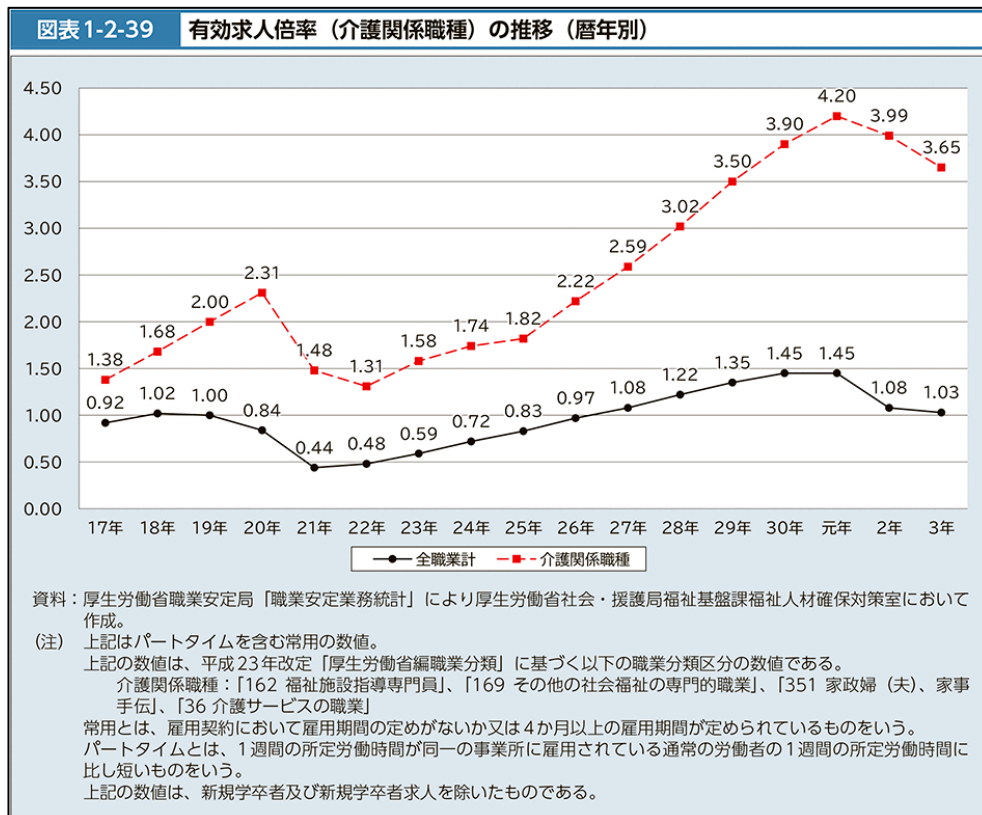
*1介護関係職種…介護福祉士、介護支援専門員、ホームヘルパー 等

【資料 1】保育士の有効求人倍率の推移（全国）



出典：厚生労働省 令和4年度版厚生労働白書

【資料 2】介護関係職種の有効求人倍率の推移（全国）



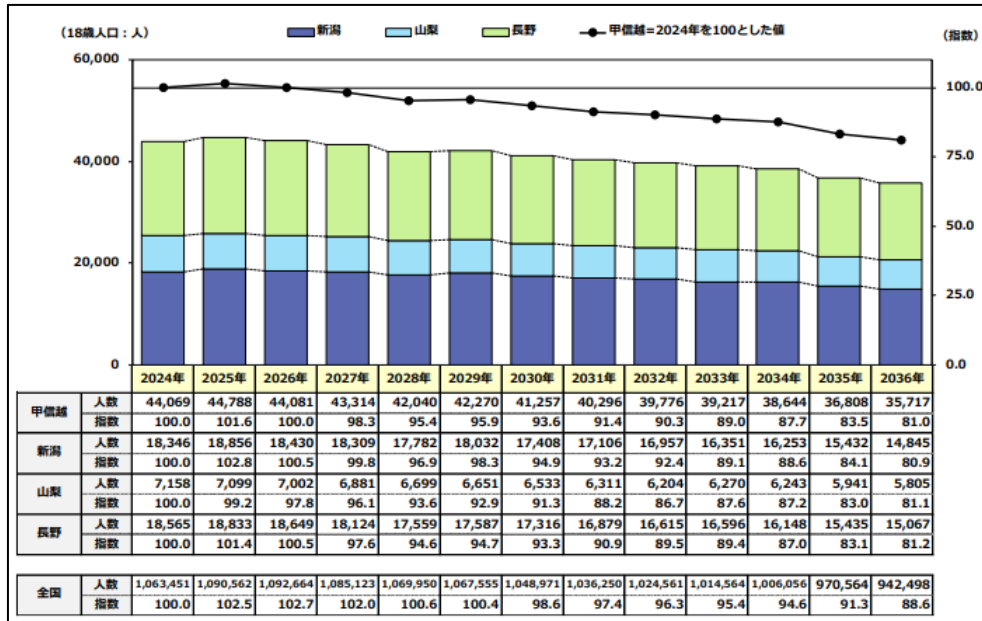
出典：厚生労働省 令和4年度版厚生労働白書

②中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

全国の 18 歳人口について、リクルート進学総研マーケットレポート 2024 による資料【資料 3】によると、令和 6 年の 106.3 万人から一時的に増加するが、令和 9 年より減少に転じはじめ、令和 17 年には 97.1 万人（9.2 万人減少）となり 100 万人を切ることが予測されている。

本学が立地する甲信越エリアについても、令和 6 年の 4.4 万人から令和 17 年には 3.7 万人（7000 人減少）となり、令和 6 年度比で 83.5%の減少率となる。

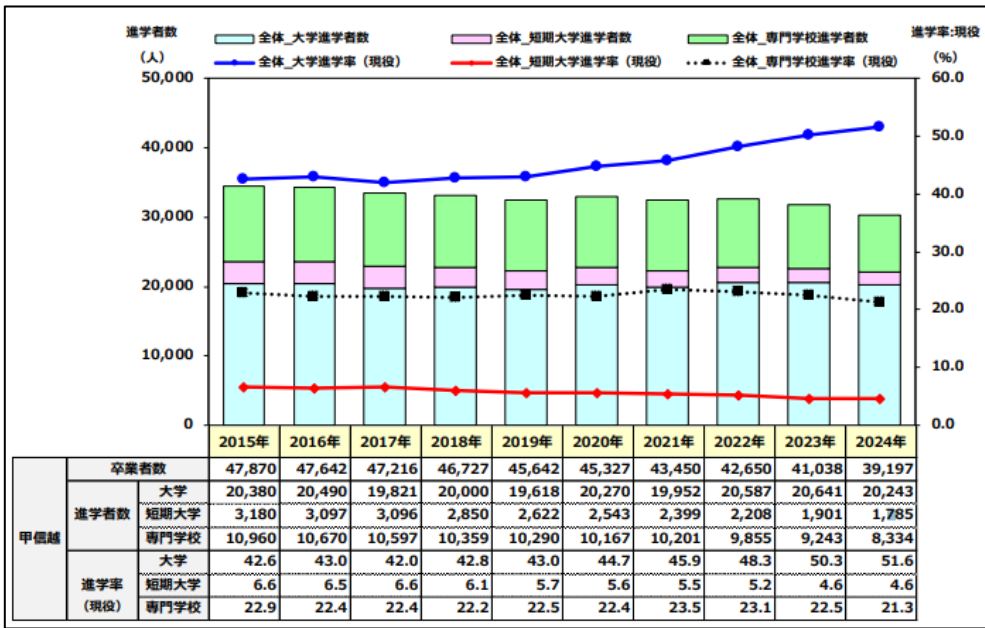
【資料 3】 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析



出典：リクルート進学総研マーケットレポート 2024Vol.130 2025 年 2 月号

本学が立地する甲信越エリアの短期大学の進学者数および進学率（現役）について、リクルート進学総研マーケットレポート 2024 による資料【資料 4】によると、進学者数は平成 27 年の 3,180 人から令和 6 年には 1,785 人となり、1,395 人（43.9%）の減少、進学率は平成 27 年の 6.6%から令和 6 年には 4.6%となり 2.0 ポイントの減少となった。

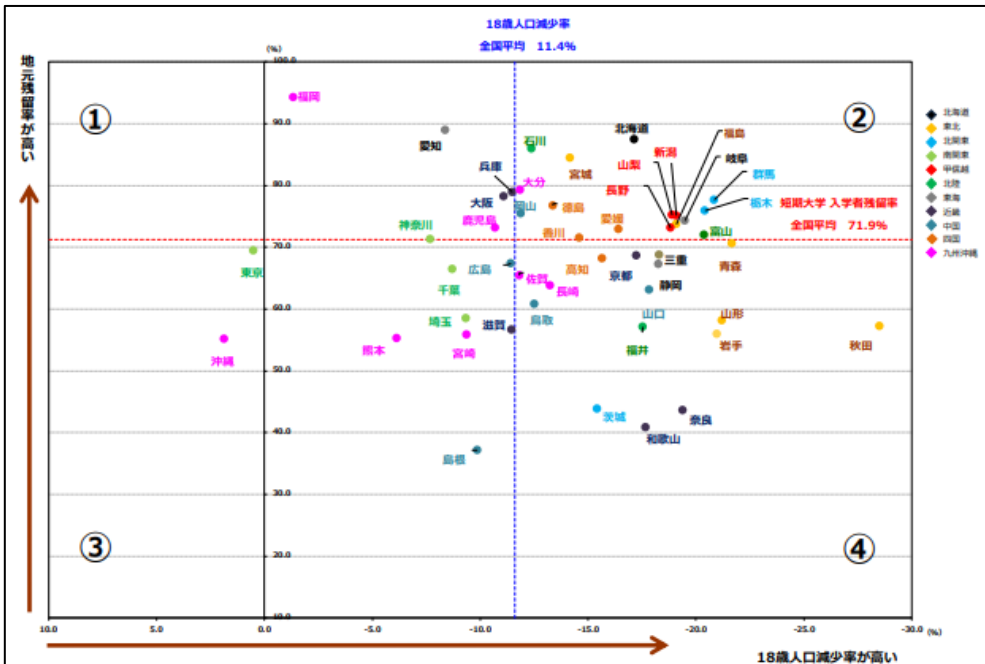
【資料 4】 甲信越エリアの短期大学の進学者数および進学率（現役）



出典：リクルート進学総研マーケットレポート 2024Vol.130 2025年2月号

18歳人口の減少率と地元残留率について、短期大学の特性として地元密着の傾向が強く、大学進学者と比較すると地元残留率の平均が2.7ポイント高い。本学が立地する長野県は、18歳人口の減少率および地元残留率が高い位置関係に属していることが分かり、中長期的には18歳は比較的地元に残るが、マーケット自体が縮小するといえる【資料5】。

【資料 5】 18歳人口の減少率と地元残留率の推移



出典：リクルート進学総研マーケットレポート 2024Vol.130 2025年2月号

③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

本学の過去3年間の出身高校の所在地県別の入学者数は、過去3年間全てにおいて長野県の構成比が95.0%を超える結果となった【資料6】。日本私立学校振興・共済事業団が発表している「私立大学・短期大学等入学志願動向」によると、収容定員を変更する組織が置かれる都道府県の定員充足状況および学問分野（系統区分）の定員充足状況は、直近年度でいずれも70.0%台であり、他の都道府県や学問分野に比べ低い水準で推移していることがわかる【別紙1】。学校基本調査による長野県の短期大学の入学者数の出身高校の所在地県別の構成比について、長野県が96.9%（767人）であることを踏まえ、本学では長野県の高校生をメインターゲットとした学生募集を実施していく【資料7】。

【資料6】本学 過去3年間の出身高校の所在地県別入学者数

地域	令和5年度	令和6年度	令和7年度	平均構成比
長野県	92人	66人	88人	—
(構成比)	97.9%	100.0%	96.7%	98.2%
その他	2人	0人	3人	—
(構成比)	2.1%	0.0%	3.3%	1.8
合計	94人	66人	91人	—

出典：本学調べ

【資料7】出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位5都道府県）※直近年度

	都道府県名	人数	構成比
1	長野県	747人	96.9%
2	新潟県	9人	1.2%
3	北海道	2人	0.3%
4	山梨県	1人	0.1%
5	岐阜県	1人	0.1%
	全体	771人	100.0%

出典：文部科学省 学校基本調査

④既設組織の定員充足の状況

既設学科の入学定員充足率（過去5年間）を【資料8】に示す。令和7年度入学者数は幼児保育学科が59人（充足率73.8%）、介護福祉学科が32人（充足率80.0%）となり、入学定員充足率が未充足の状況が長く続いていることから、入学定員の規模を縮小し充足率の適正化を図る【別紙2-1】【別紙2-2】。

【資料8】本学 入学定員・入学者数・入学定員充足率の推移（過去5年間）

設置学科	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
幼児保育 学科	入学定員	100人	100人	100人	100人	80人
	入学者数	99人	102人	72人	53人	59人
	充足率	99.0%	102.0%	72.0%	53.0%	73.8%

介護福祉 学科	入学定員	40人	40人	40人	40人	40人
	入学者数	34人	27人	22人	13人	32人
	充足率	85.0%	67.5%	55.0%	32.5%	80.0%
2学科 合計	入学定員	140人	140人	140人	140人	120人
	入学者数	133人	129人	94人	66人	91人
	充足率	95.0%	92.1%	67.1%	47.1%	75.8%

出典：本学調べ

(3) 学生確保の見通し

①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

本学は高校生やその家族、高校教員等を対象に、オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問等の方法で学生募集を実施している。

オープンキャンパスは、受験希望者を対象としてキャンパスを開放し、学科説明、模擬授業、在学生との懇談、入試相談、施設案内等のプログラムを実施している。進学相談会は、業者や高校が企画するものに参加し、高校生に本学の説明を実施している。【別紙3】に示すとおり、令和6年度に実施したオープンキャンパスの参加者数（受験対象者数）は121人、うち受験者数および入学者数は66人（54.5%）。進学相談会の参加者数（受験対象者数）は87人、うち受験者数および入学者は31人（35.6%）の実績であった。

高校訪問は、教職員が長野県の高校（約105校）を中心に、エリアを4つに分け、各担当者が年4回（4月、7月、10月、12月）程度訪問している。高校の進路指導教員との情報共有の機会として、積極的に実施している。

イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

オープンキャンパスおよび進学相談会は実施方法等を毎年精査し、出願に繋がるよう工夫している。また、社会全体に向けた出前授業や保育士の魅力を発信する保育体験教室（松本短期大学幼児保育学科ラボ）を拡充し、認知拡大および興味関心を深める取り組みを行う。

入学者選抜では、学校推薦型選抜の試験科目を「小論文」から「資格・検定・特別活動の成績活用」に変更し、受験生が一生懸命に取り組んだ資格や検定の取得状況、生徒会活動、課外活動、社会活動等を出願書類で確認することで志願者の能力・適性等を適切に評価する。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織の入学者の見込み数

(3)①アおよびイに記載する取り組みにより、長野県の高校生に保育士、幼稚園教諭、介護福祉士の魅力を直接的に発信でき、オープンキャンパスや進学相談会の参加者が増加することが見込まれ、変更後の定員数を充足することができると思われる。

②競合校の状況分析

ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性

長野県の短期大学で教育系および介護福祉系の学問分野を設置する学校を競合校に選定した。競合校との比較分析について、本学のカリキュラムを履修することで取得できる保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、介護福祉士国家試験受験資格、社会福祉主事任用資格のほか、幼児保育学科では日本歌唱指導者資格、介護福祉学科では福祉住環境コーディネーター、介護口腔ケア推進士、認知症ケア准専門士、ケアセラピスト（ハンドコース・フットコース）といった教育系および介護福祉系に関する民間資格を取得するための学習支援を実施している。また、市区町村の人事担当者や保育所関係者による「自治体就職ガイダンス」を学内で開催し、入学時から就職支援を実施している。

イ 競合校の入学志願動向等

本学および競合校の入学者状況等を【資料 9】【資料 10】に示すとおり、令和 4 年度以降全ての競合校について、入学定員を満たしている学校はない状況である。

【資料 9】本学および競合校の入学者同行（教育系）

学校名	学科名	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
		入学定員	入学者	充足率	入学定員	入学者	充足率	入学定員	入学者	充足率
本学 松本短期大学	幼児保育学科	100 人	102 人	102.0%	100 人	72 人	72.0%	100 人	53 人	53.0%
信州豊南短期大学	幼児教育学科	100 人	41 人	41.0%	100 人	23 人	23.0%	100 人	26 人	26.0%
飯田短期大学	幼児教育学科	60 人	44 人	73.3%	60 人	39 人	65.0%	60 人	40 人	66.7%
上田女子短期大学	幼児教育学科	120 人	93 人	77.5%	100 人	57 人	57.0%	100 人	53 人	53.0%
佐久大学信州短期大学部	福祉学科こども福祉専攻	25 人	27 人	108.0%	25 人	22 人	88.0%	25 人	20 人	80.0%
清泉女学院短期大学	幼児教育学科	100 人	89 人	89.0%	100 人	73 人	73.0%	100 人	70 人	70.0%
集計		505 人	396 人	78.4%	485 人	286 人	59.0%	485 人	262 人	54.0%

出典：各学校ホームページ

【資料 10】本学および競合校の入学者同行（介護福祉系）

学校名	学科名	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
		入学定員	入学者	充足率	入学定員	入学者	充足率	入学定員	入学者	充足率
本学 松本短期大学	介護福祉学科	40 人	27 人	67.5%	40 人	22 人	55.0%	40 人	13 人	32.5%
飯田短期大学	生活科学学科介護福祉専攻	40 人	—	—	40 人	—	—	40 人	—	—
佐久大学信州短期大学部	福祉学科介護福祉専攻	25 人	11 人	44.0%	25 人	15 人	60.0%	25 人	7 人	28.0%
集計		105 人	—	—	105 人	—	—	105 人	—	—

出典：各学校ホームページ

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等

本学および全ての競合校の入学定員充足率は未充足であるが、本学の過去 3 年間の入学者数はいずれ

も上位 2 番以内に位置していること、直近 5 年間の志願者数（延べ人数）の平均が変更後に定める定員数を超えていることから、定員を充足できると考える。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

本学は教育内容、学修環境、学校運営に係る財務的な視点等を考慮し金額を設定しており、競合校の学生納付金と比較しても大差なく適正であると考えている【資料 11】。なお、今回の収容定員変更に伴う学生納付金の額に変更はない。

【資料 11】 本学および競合校の学生納付金（令和 6 年度）

学校名	学科名	学生納付金（初年次）			
		入学金	授業料	その他	合計
本学 松本短期大学	幼児保育学科 介護福祉学科	200,000 円	950,000 円	60,000 円	1,210,000 円
信州豊南短期大学	幼児教育学科	200,000 円	760,000 円	250,000 円	1,210,000 円
飯田短期大学	生活科学学科	250,000 円	980,000 円	—	1,230,000 円
	幼児教育学科	250,000 円	1,000,000 円	—	1,250,000 円
上田女子短期大学	幼児教育学科	250,000 円	660,000 円	300,000 円	1,210,000 円
佐久大学 信州短期大学部	福祉学科	200,000 円	500,000 円	560,000 円	1,260,000 円
清泉女学院短期大学	幼児教育学科	250,000 円	670,000 円	310,000 円	1,230,000 円

出典：各学校ホームページ

③先行事例分析

当該届出に伴う先行事例分析は実施していないため省略。

④学生確保に関するアンケート調査

当該届出に伴うアンケート調査は実施していないため省略。

⑤人材需要に関するアンケート調査等

本学の卒業者数、就職者数、進学者数の状況を【資料 12】【資料 13】に示す。幼児保育学科および介護福祉学科の過去 3 年間の就職率は全て 90%以上を超えており、本学で取得できる資格を生かし、長野県内の保育所、幼稚園、認定こども園、児童養護施設、福祉施設等に就職していることから、各種人材の需要に当たっていると考える。

【資料 12】 本学 幼児保育学科の卒業者数・就職者数・進学者数・就職率等

	令和 4 年度 (令和 5 年 3 月卒)	令和 5 年度 (令和 6 年 3 月卒)	令和 6 年度 (令和 7 年 3 月卒)
卒業者数	93 人	104 人	69 人
就職者数 (うち長野県)	91 人 (87 人)	103 人 (88 人)	67 人 (63 人)
進学者数	0 人	1 人	0 人
その他	2 人	0 人	2 人
就職率	97.8%	99.0%	97.1%

出典：本学調べ

【資料 13】 本学 介護福祉学科の卒業者数・就職者数・進学者数・就職率等

	令和 4 年度 (令和 5 年 3 月卒)	令和 5 年度 (令和 6 年 3 月卒)	令和 6 年度 (令和 7 年 3 月卒)
卒業者数	33 人	25 人	21 人
就職者数 (うち長野県)	30 人 (30 人)	24 人 (24 人)	20 人 (20 人)
進学者数	1 人	1 人	0 人
その他	2 人	0 人	1 人
就職率	90.9%	96.0%	95.2%

出典：本学調べ

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

入学定員の規模を縮小し充足率の適正化を図るため、幼児保育学科は入学定員を 80 人から 60 人、収容定員を 160 人から 120 人に変更する。介護福祉学科は入学定員を 40 人から 25 人、収容定員を 80 人から 50 人に変更する。なお、今回の変更に伴う教育課程等の変更は行わない。

新設組織が置かれる都道府県への入学状況

○新設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県)	充足率		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	甲信越(長野県)	82.49%	73.32%	71.15%
2	甲信越(山梨県)			
3	甲信越(新潟県)			

※2校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

出典：日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」

○新設組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	教育系(短期大学)	73.96%	68.36%	63.66%
2	社会系(短期大学)	81.38%	78.03%	78.84%

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

出典：日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」

既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）
 大学学部学科等名：松本短期大学 幼児保育学科

別紙2-1

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

1. 各選抜方法の状況

		R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平均	
総合型選抜	募集人数	22人	22人	22人	22人	15人	21人	
	延べ人数	志願者数	26人	24人	8人	7人	13人	16人
		受験者数	25人	24人	8人	7人	13人	15人
		合格者数	25人	14人	8人	7人	13人	13人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	26人	24人	8人	7人	13人	16人
		受験者数	25人	24人	8人	7人	13人	15人
		合格者数	25人	14人	8人	7人	13人	13人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	25人	14人	8人	7人	13人	13人	
	学校推薦型選抜	募集人数	74人	74人	74人	74人	61人	71人
		延べ人数	志願者数	67人	90人	62人	46人	40人
受験者数			67人	90人	62人	46人	40人	61人
合格者数			67人	86人	62人	46人	40人	60.2
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
辞退者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
実人数		志願者数	67人	89人	62人	46人	40人	60.8
		受験者数	67人	89人	62人	46人	40人	60.8
		合格者数	67人	86人	62人	46人	40人	60.2
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
入学者数		67人	86人	62人	46人	40人	60.2	
一般選抜		募集人数	3人	3人	3人	3人	3人	3
		延べ人数	志願者数	8人	9人	3人	0人	4人
	受験者数		8人	9人	2人	0人	4人	4.6
	合格者数		8人	3人	2人	0人	4人	3.4
	うち追加合格者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数		2人	1人	1人	0人	0人	0.8
	実人数	志願者数	8人	9人	3人	0人	4人	4.8
		受験者数	8人	9人	2人	0人	4人	4.6
		合格者数	8人	3人	2人	0人	4人	3.4
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	2人	1人	1人	0人	0人	0.8
	入学者数	6人	2人	1人	0人	4人	2.6	
	共通テスト利用入試	募集人数						#DIV/0!
		延べ人数	志願者数					
受験者数								#DIV/0!
合格者数								#DIV/0!
うち追加合格者数								#DIV/0!
辞退者数								#DIV/0!
実人数		志願者数						#DIV/0!
		受験者数						#DIV/0!
		合格者数						#DIV/0!
		うち追加合格者数						#DIV/0!
		辞退者数						#DIV/0!
入学者数							#DIV/0!	
その他の特別選抜		募集人数	1人	1人	1人	1人	1人	1
		延べ人数	志願者数	1人	3人	1人	0人	2人
	受験者数		1人	3人	1人	0人	2人	1.4
	合格者数		1人	0人	1人	0人	2人	0.8
	うち追加合格者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	実人数	志願者数	1人	3人	1人	0人	2人	1.4
		受験者数	1人	3人	1人	0人	2人	1.4
		合格者数	1人	0人	1人	0人	2人	0.8
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	入学者数	1人	0人	1人	0人	2人	0.8	
	合計	募集人数	100人	100人	100人	100人	80人	96人
		延べ人数	志願者数	102人	126人	74人	53人	59人
受験者数			101人	126人	73人	53人	59人	82人
合格者数			101人	103人	73人	53人	59人	78人
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
辞退者数			2人	1人	1人	0人	0人	1人
実人数		志願者数	102人	125人	74人	53人	59人	83人
		受験者数	101人	125人	73人	53人	59人	82人
		合格者数	101人	103人	73人	53人	59人	78人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	2人	1人	1人	0人	0人	1人
入学者数		99人	102人	72人	53人	59人	77人	

3. 入学定員充足率

	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平均
入学定員	100人	100人	100人	100人	80人	96
入学定員充足率	0.99	1.02	0.72	0.53	0.74	0.80
歩留率	0.98	0.99	0.99	1.00	1.00	0.99

共通テスト利用入試は実施していない。

既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）
 大学学部学科等名：松本短期大学 介護福祉学科

別紙2-2

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

1. 各選抜方法の状況

		R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平均	
総合型選抜	募集人数	10人	10人	8人	8人	8人	9人	
	延べ人数	志願者数	2人	1人	3人	3人	4人	3人
		受験者数	2人	1人	3人	3人	4人	3人
		合格者数	2人	1人	3人	3人	4人	3人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	1人	0人	0人
	実人数	志願者数	2人	1人	3人	3人	4人	3人
		受験者数	2人	1人	3人	3人	4人	3人
		合格者数	2人	1人	3人	3人	4人	3人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	1人	0人	0人
	入学者数	2人	1人	3人	2人	4人	2人	
	学校推薦型選抜	募集人数	24人	24人	26人	26人	26人	25人
		延べ人数	志願者数	26人	21人	18人	7人	23人
受験者数			26人	21人	18人	7人	23人	19人
合格者数			26人	21人	18人	7人	23人	19人
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
辞退者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
実人数		志願者数	26人	21人	18人	7人	23人	19人
		受験者数	26人	21人	18人	7人	23人	19人
		合格者数	26人	21人	18人	7人	23人	19人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
入学者数		26人	21人	18人	7人	23人	19人	
一般選抜		募集人数	4人	4人	4人	4人	4人	4
		延べ人数	志願者数	1人	2人	1人	0人	0人
	受験者数		1人	2人	1人	0人	0人	0.8
	合格者数		1人	2人	1人	0人	0人	0.8
	うち追加合格者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	実人数	志願者数	1人	2人	1人	0人	0人	0.8
		受験者数	1人	2人	1人	0人	0人	0.8
		合格者数	1人	2人	1人	0人	0人	0.8
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	入学者数	1人	2人	1人	0人	0人	0.8	
	共通テスト利用入試	募集人数						#DIV/0!
		延べ人数	志願者数					
受験者数								#DIV/0!
合格者数								#DIV/0!
うち追加合格者数								#DIV/0!
辞退者数								#DIV/0!
実人数		志願者数						#DIV/0!
		受験者数						#DIV/0!
		合格者数						#DIV/0!
		うち追加合格者数						#DIV/0!
		辞退者数						#DIV/0!
入学者数							#DIV/0!	
その他の特別選抜		募集人数	2人	2人	2人	2人	2人	2
		延べ人数	志願者数	6人	4人	0人	4人	5人
	受験者数		5人	4人	0人	4人	5人	3.6
	合格者数		5人	4人	0人	4人	5人	3.6
	うち追加合格者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数		0人	1人	0人	0人	0人	0.2
	実人数	志願者数	6人	4人	0人	4人	5人	3.8
		受験者数	5人	4人	0人	4人	5人	3.6
		合格者数	5人	4人	0人	4人	5人	3.6
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	1人	0人	0人	0人	0.2
	入学者数	5人	3人	0人	4人	5人	3.4	
	合計	募集人数	40人	40人	40人	40人	40人	40人
		延べ人数	志願者数	35人	28人	22人	14人	32人
受験者数			34人	28人	22人	14人	32人	26人
合格者数			34人	28人	22人	14人	32人	26人
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
辞退者数			0人	1人	0人	1人	0人	0人
実人数		志願者数	35人	28人	22人	14人	32人	26人
		受験者数	34人	28人	22人	14人	32人	26人
		合格者数	34人	28人	22人	14人	32人	26人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	1人	0人	1人	0人	0人
入学者数		34人	27人	22人	13人	32人	26人	

3. 入学定員充足率

	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平均
入学定員	40人	40人	40人	40人	40人	40
入学定員充足率	0.85	0.68	0.55	0.33	0.80	0.64
歩留率	1.00	0.96	1.00	0.93	1.00	0.98

共通テスト利用入試は実施していない。

既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

①募集を行った学科等名称及び取組の名称：松本短期大学 オープンキャンパス

	R6年度入試	R7年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	187人	210人	①取組概要 受験希望者を対象としてキャンパスを開放し、学科説明、模擬授業、在学生との対談、入試相談、施設案内等を実施。 →令和6年度入試対象 (R5開催) : 計6回開催 (6/24. 7/22. 8/5. 8/19. 9/9. 3/23) →令和7年度入試対象 (R6開催) : 計5回開催 (6/15. 7/20. 8/3. 9/7. 3/22) ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 過去2年間を比較し受験率が増加していることから、変更後の定員数を充足するため取り組みを進めていく。 ※参加者等総数 (a) に同席者 (主に保護者) は含めない。
うち受験対象者数 (b)	99人	121人	
うち受験者数 (c)	53人	66人	
うち入学者数 (d)	52人	66人	
(受験率 c/b)	53.5%	54.5%	
(入学率 d/b)	52.5%	54.5%	

②募集を行った学科等名称及び取組の名称：松本短期大学 進学相談会

	R6年度入試	R7年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	212人	289人	①取組概要 業者や高校が企画する進学相談会に参加し、高校生に本学の説明を実施。 →令和6年度入試対象 (R5開催) : 計46回参加 →令和6年度入試対象 (R5開催) : 計51回参加 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 過去2年間を比較し受験率が増加していることから、変更後の定員数を充足するため取り組みを進めていく。 ※参加者等総数 (a) に同席者は (主に保護者) は含めない。
うち受験対象者数 (b)	58人	87人	
うち受験者数 (c)	14人	31人	
うち入学者数 (d)	14人	31人	
(受験率 c/b)	24.1%	35.6%	
(入学率 d/b)	24.1%	35.6%	

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	キウチノカ 木内義勝 <平成28年4月>		学士 (教育)		松本短期大学 学長 (2016.4月～)